

第48回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年10月20日(水)
17時00分～18時30分
会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 年齢別内訳
- 10 説明資料6 感染経路内訳（発表日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 新型コロナウイルスワクチンについて
- 15 説明資料 11 フェーズⅣからフェーズⅢへの移行について
- 16 説明資料 12 社会福祉施設の感染状況 等
- 17 説明資料 13 人流の状況について
- 18 説明資料 14 10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い
- 19 説明資料 15 10月25日以降の県立学校の対応
- 20 説明資料 16 段階的緩和措置終了後の高齢者施設の対応
- 21 説明資料 17 GO to Eat 食事券事業の再開について
- 22 説明資料 18 観光振興策「とくとく埼玉！観光応援キャンペーン」の再開について
- 23 説明資料 19 「ワクチン／検査パッケージ」技術実証の実施について

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会 会長（WEB 参加）
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会 会長（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
高田 直芳	教育長（WEB 参加）
安藤 宏	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
板東 博之	産業労働部長（WEB 参加）
岸本 剛	衛生研究所 副所長

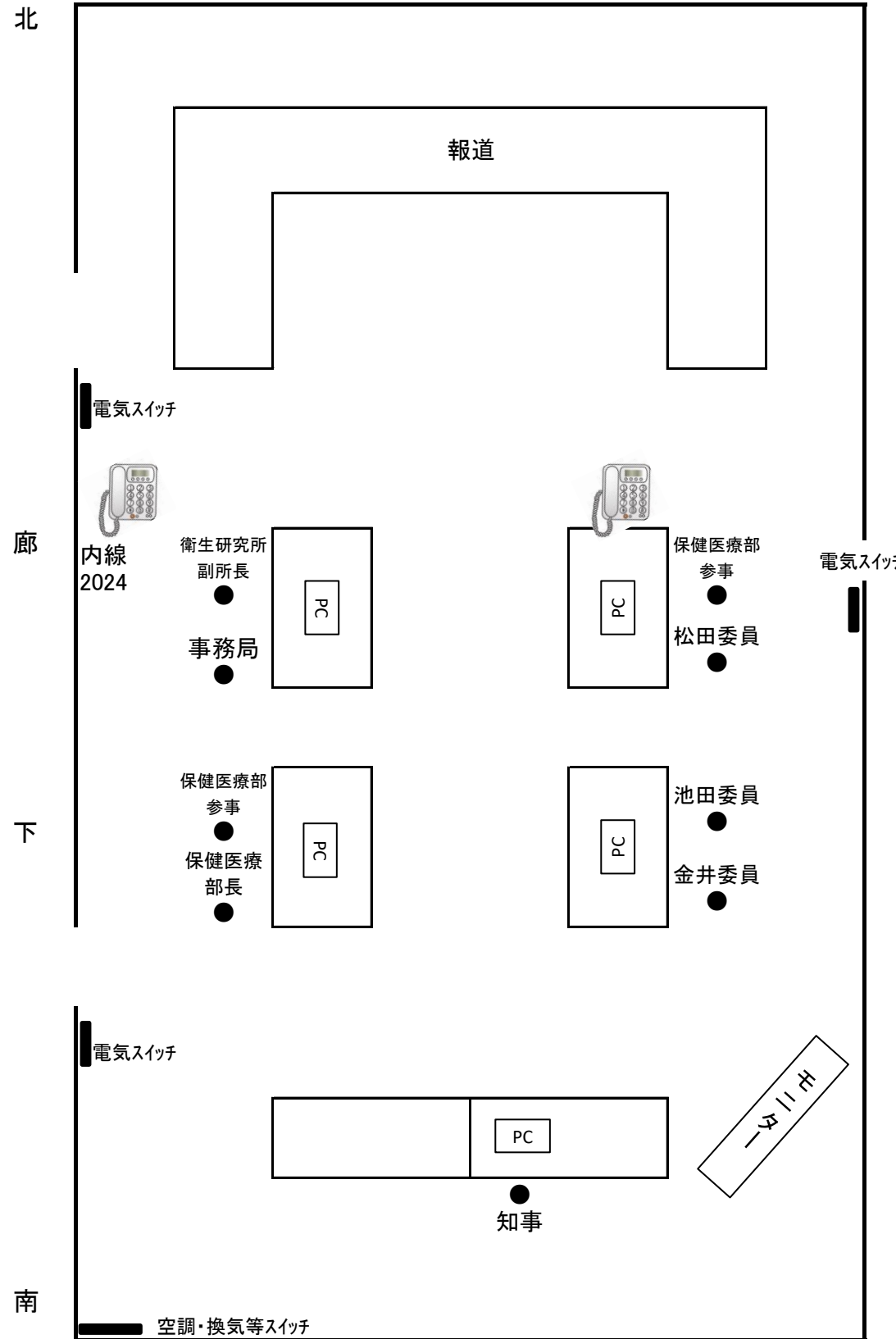
ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 10月25日以降の対応について

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

2 新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月8日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月30日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) (五十音順)

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授 ＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞ 感染症看護専門看護師
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

別表2（第3条関係）（五十音順）

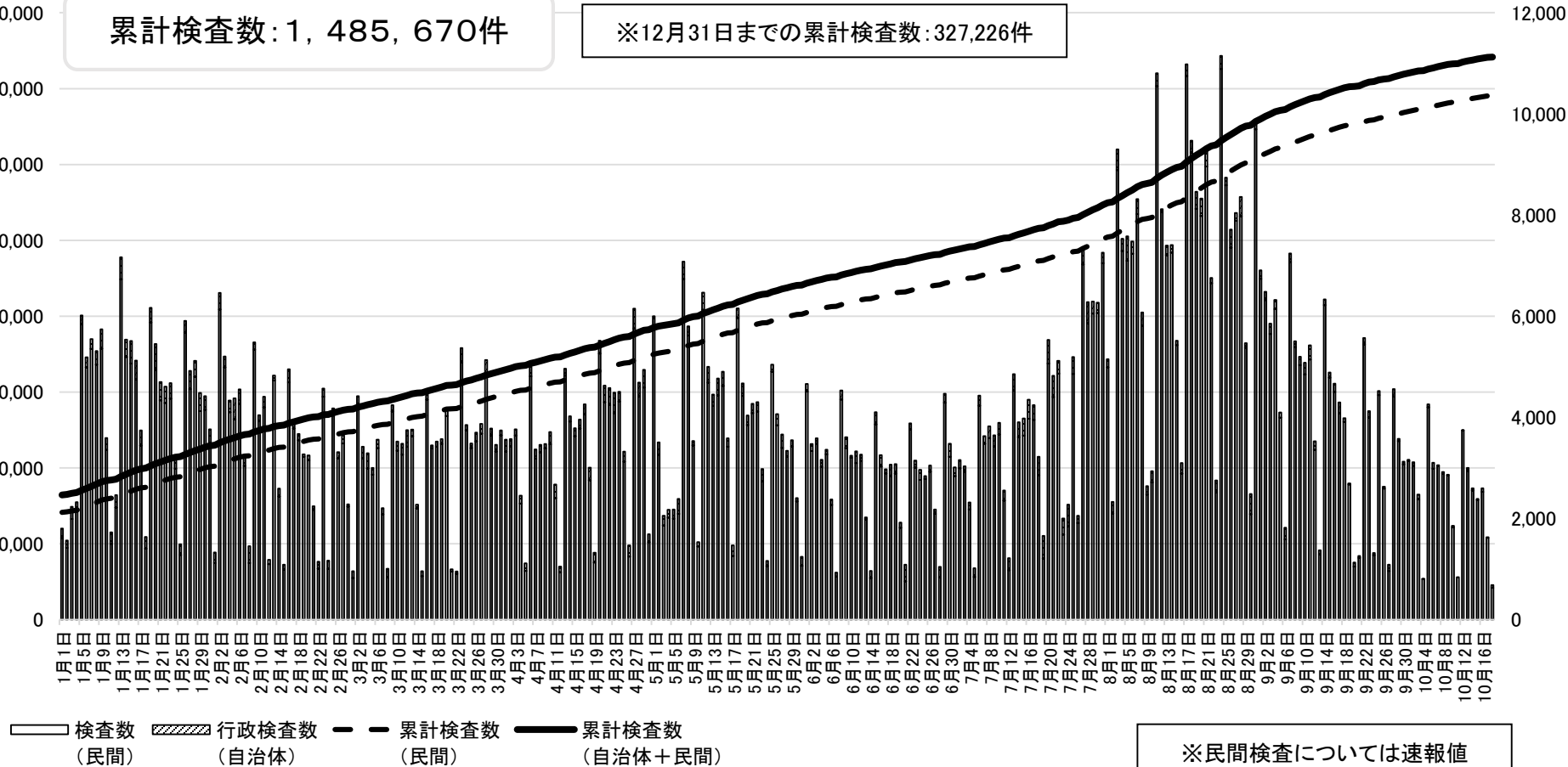
池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長

PCR検査等の現状

資料 1

累計検査数: 1,485,670件

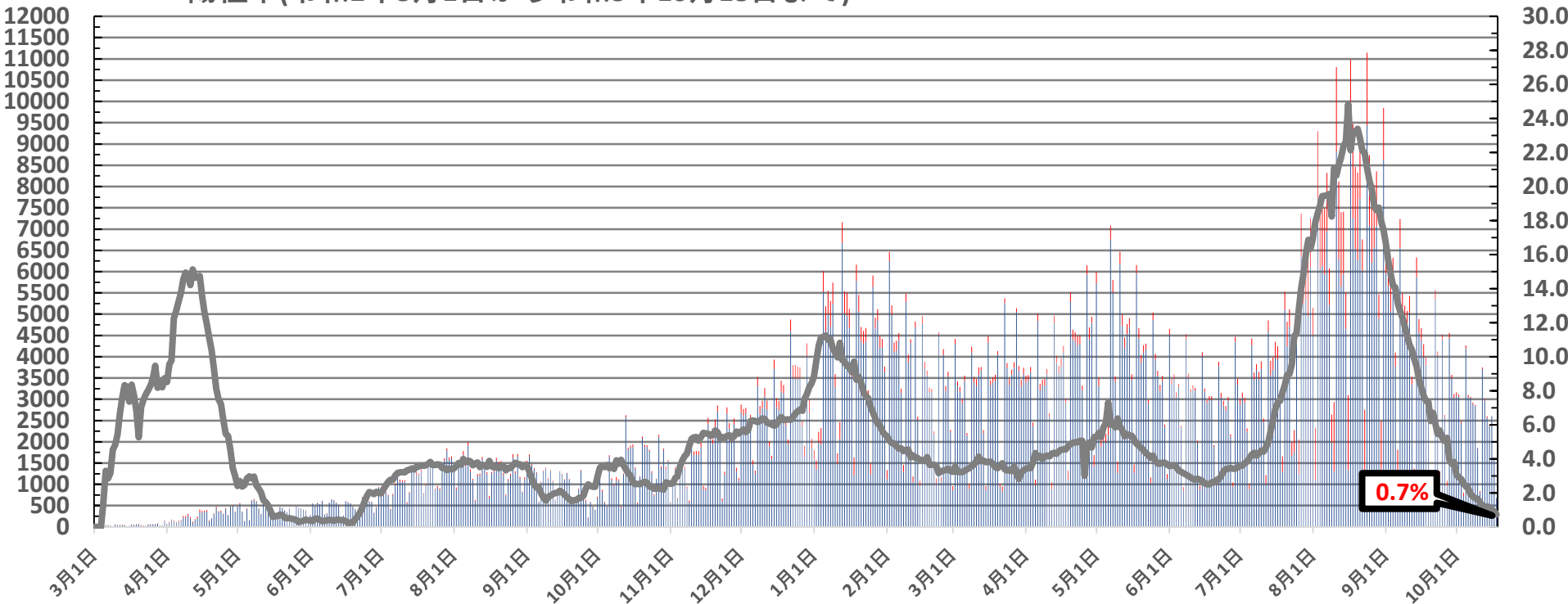
※12月31日までの累計検査数: 327,226件



陽性率の推移

陽性率(令和2年3月1日から令和3年10月18日まで)

■ 陰性 ■ 陽性 — 移動平均



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。

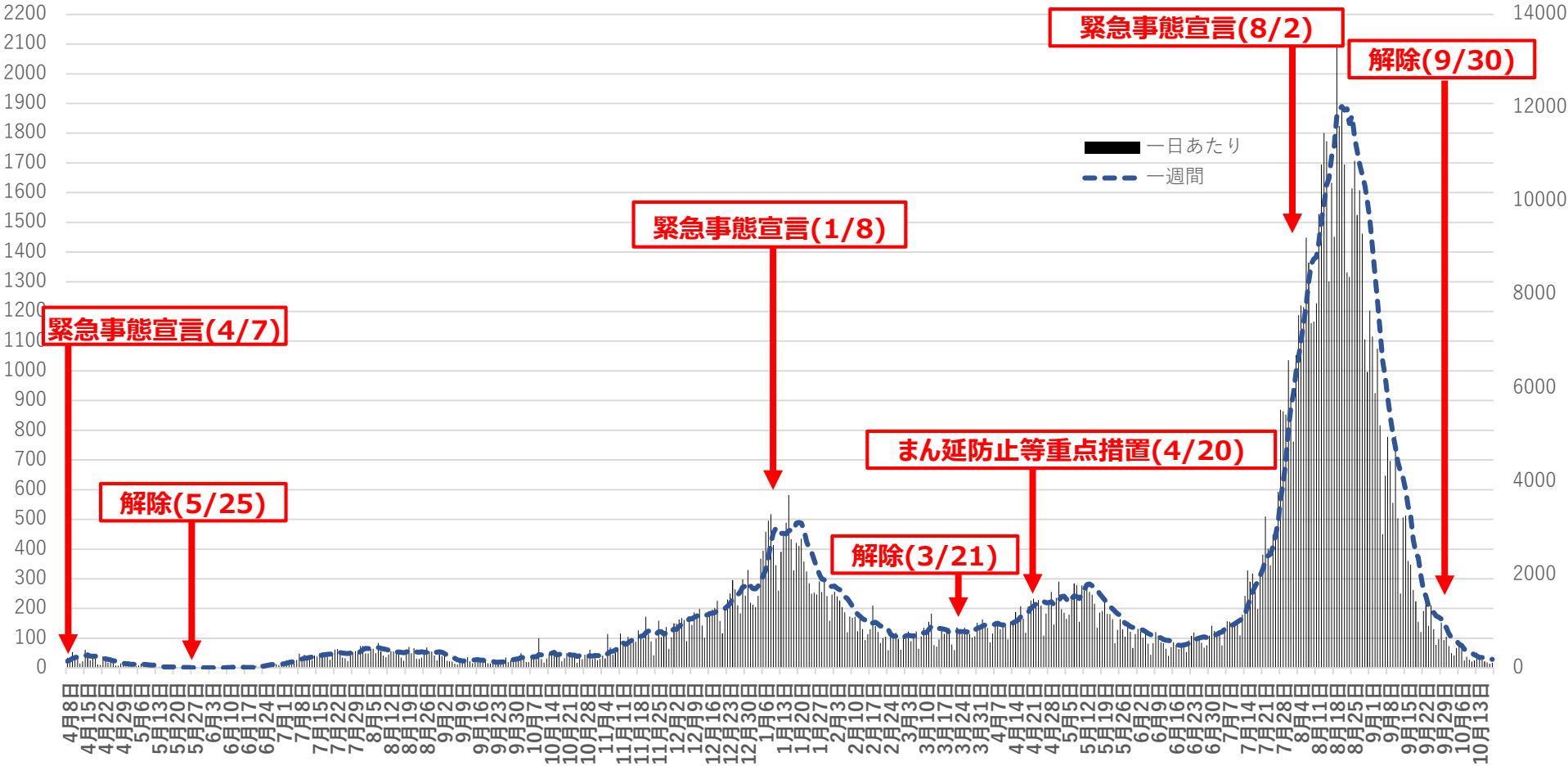
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

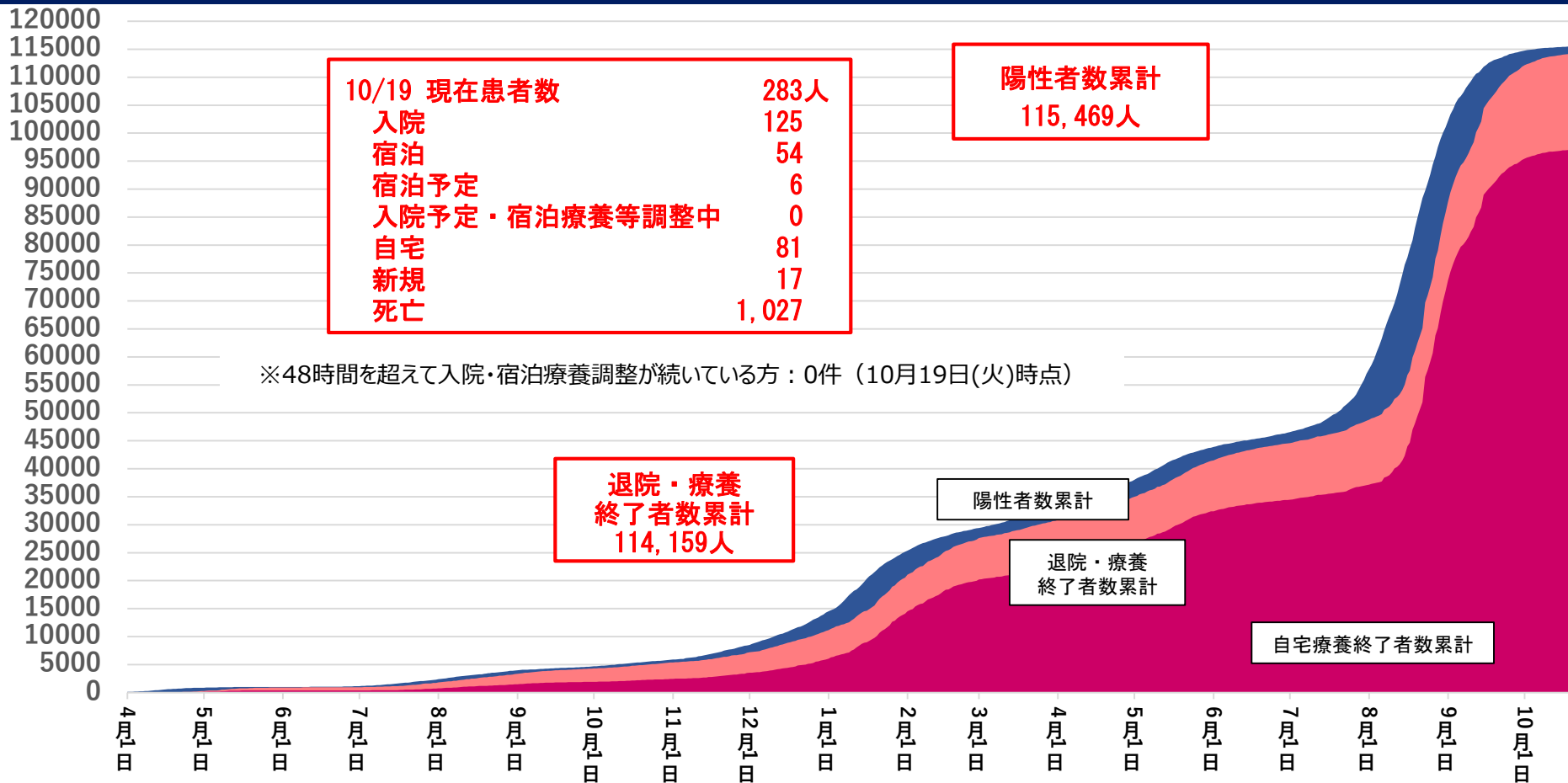
陽性者数の推移(日別)

資料 3



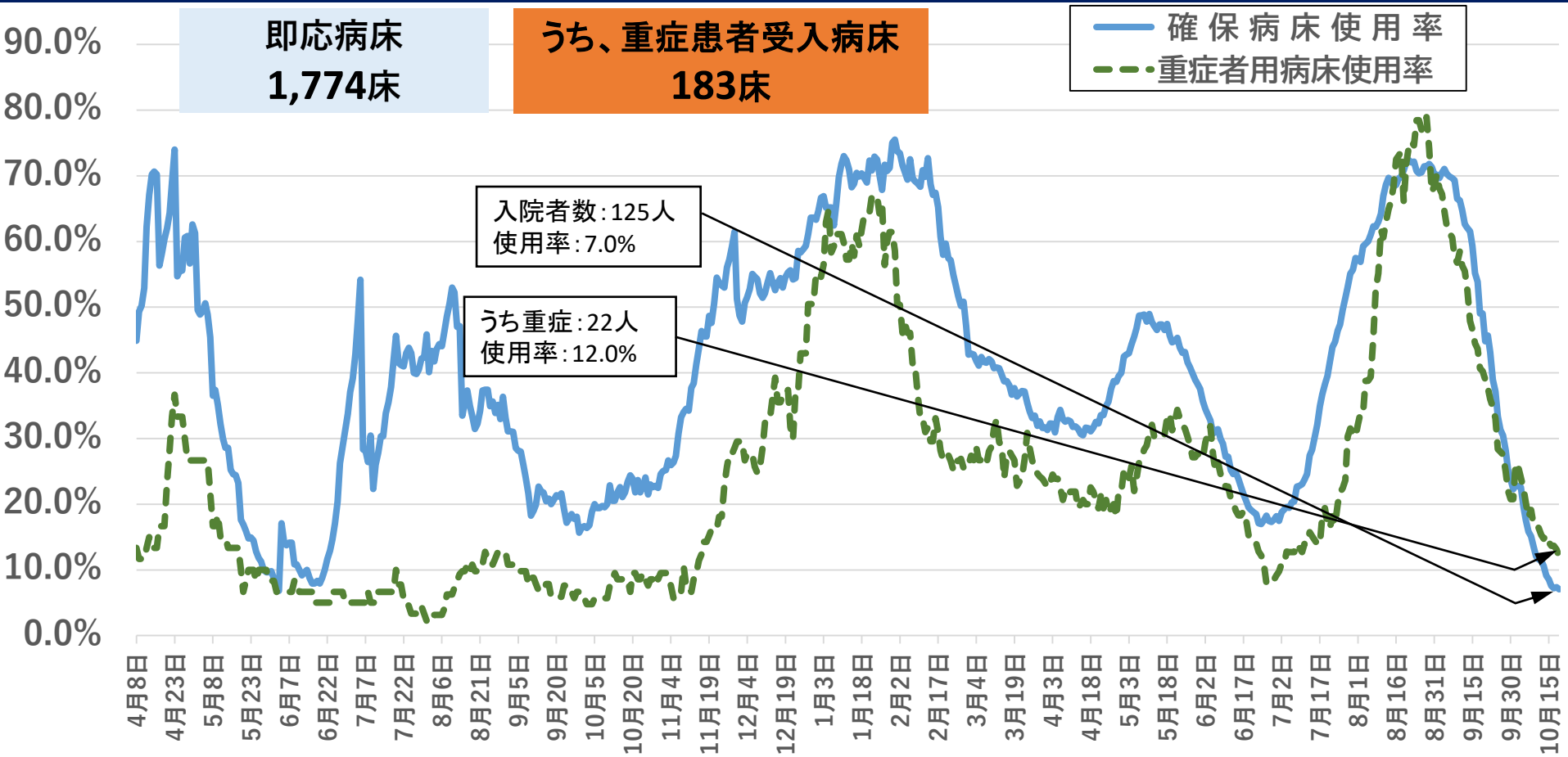
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-1



病床使用率の推移

資料 4



3週間の発生動向について(年齢別)

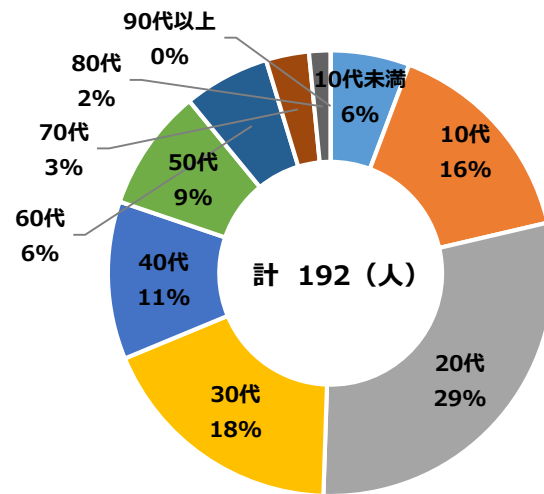
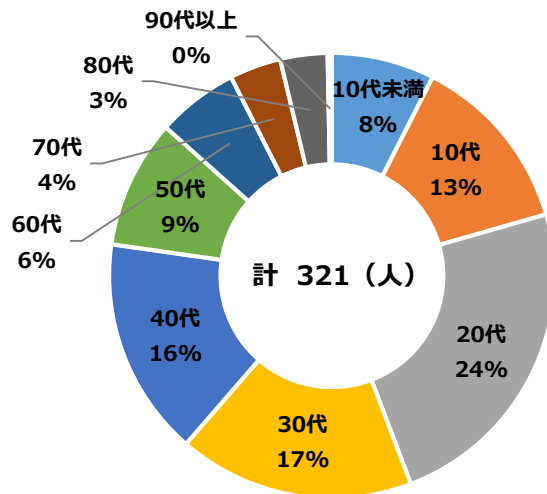
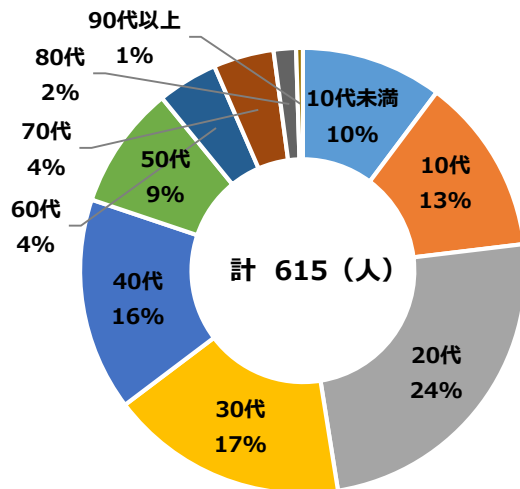
資料5

①9月28日～10月4日

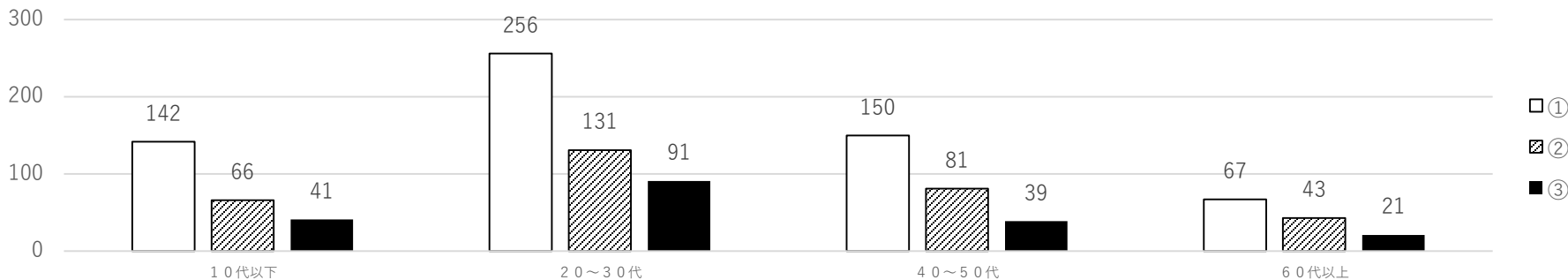
②10月5日～10月11日

③10月12日～10月18日

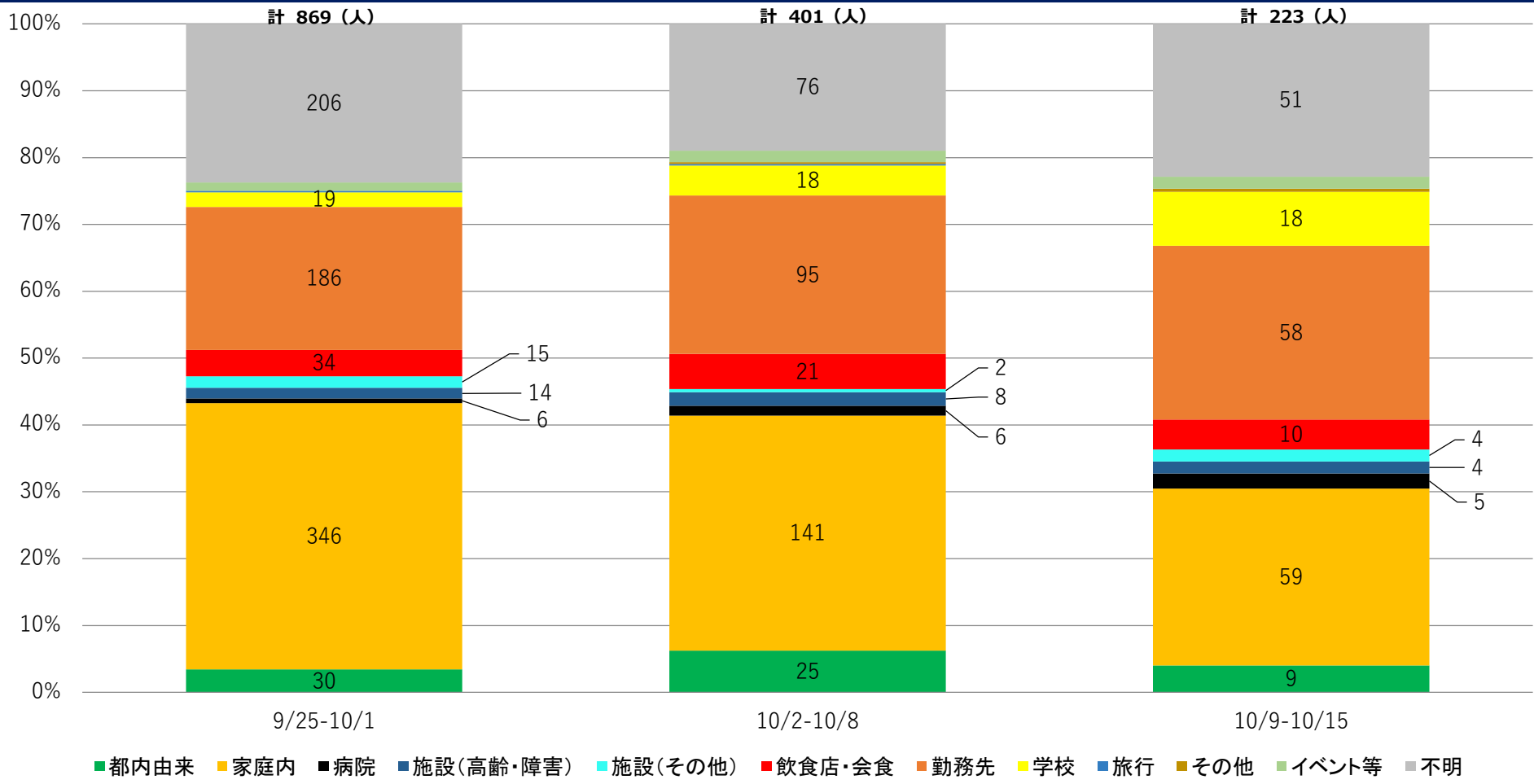
割合



実数



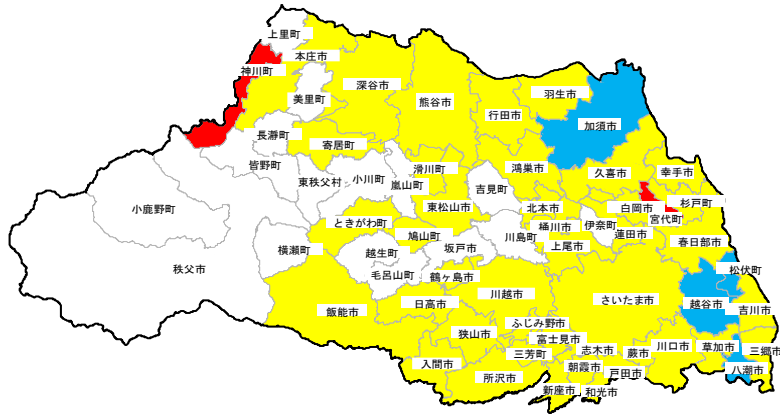
感染経路推移【1週間ごと・構成比】(発表日ベース)



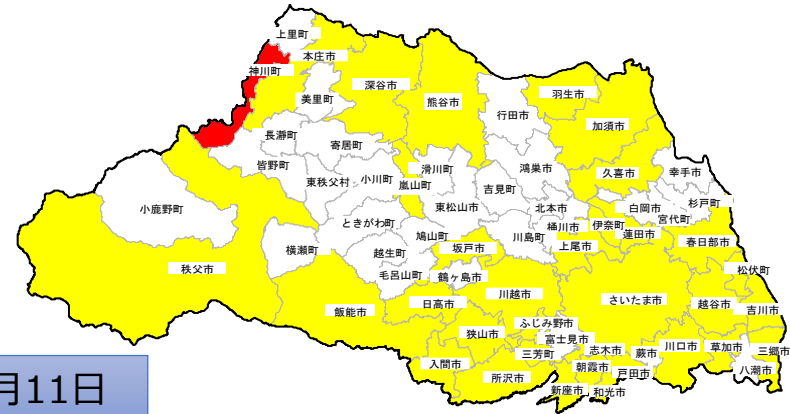
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

資料7

9月28日～10月4日



10月12日～10月18日



10月5日～10月11日



(人口10万人あたりの人数)



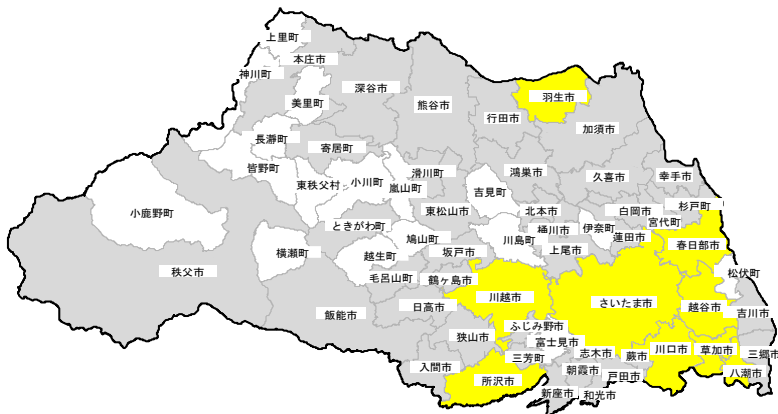
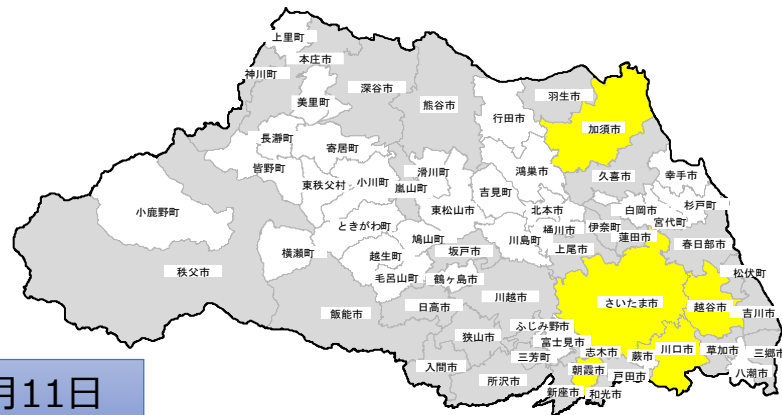
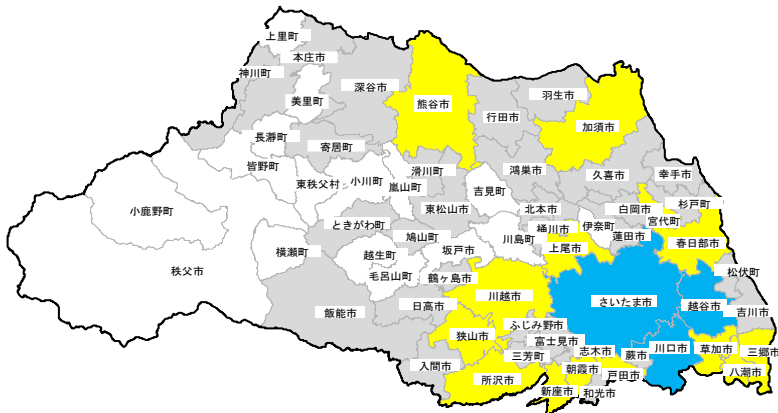
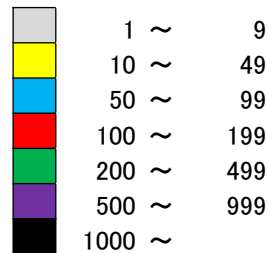
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

9月28日～10月4日

10月12日～10月18日

10月5日～10月11日

(新規陽性者数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	10月5日	10月12日	10月19日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	19.6% (348/1,774)	11.4% (202/1,774)	7.0% (125/1,774)
入院率 ※参考値	40%以下 (25%以下)	30.4% (348/1,146)	37.8% (202/534)	44.2% (125/283)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	22.4% (41/183)	15.3% (28/183)	12.0% (22/183)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	15.6人 (1,146人)	7.3人 (534人)	3.9人 (283人)
PCR検査陽性率 (※ 1 週間の平均)	5% (10%)	2.4%	1.3%	0.7% ※10月18日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	8.0人 (584人)	3.8人 (279人)	2.5人 (184人)
感染経路不明割合	50%	43.7%	53.4%	55.7%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	0.641	0.590	0.743

ステージ指標1都3県比較（1019時点）

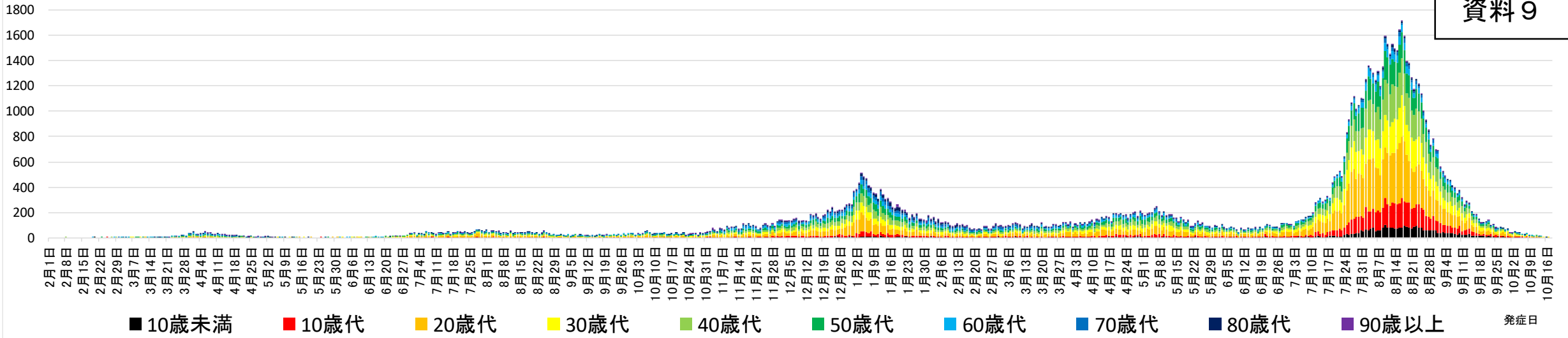
資料8-1

	医療提供体制などの負荷			療養者数	監視体制 PCR陽性率	感染の状況		
	病床のひっ迫具合					新規報告数	※参考 直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	入院率					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)		40%以下 (25%以下)	人口10万人当たり の全療養者数 20人以上 (30人以上)	5%以上 (10%以上)	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より 多い	50%以上
埼玉県	7.0% (125/1,774)	12.0% (22/183)	44.2%	3.9人	0.7%	2.5人	0.66	55.7%
東京都	4.6% (309/6,651)	※1 (5.2%) (26/503)	42.3%	5.3人	0.8%	2.6人	0.52	61.9%
神奈川県	7.6% (152/2,000)	6.7% (14/210)	44.8%	3.7人	1.6%	2.6人	0.50	51.3%
千葉県	7.8% (107/1,370)	5.6% (6/108)	55.2%	3.1人	1.1%	1.9人	0.47	41.4%

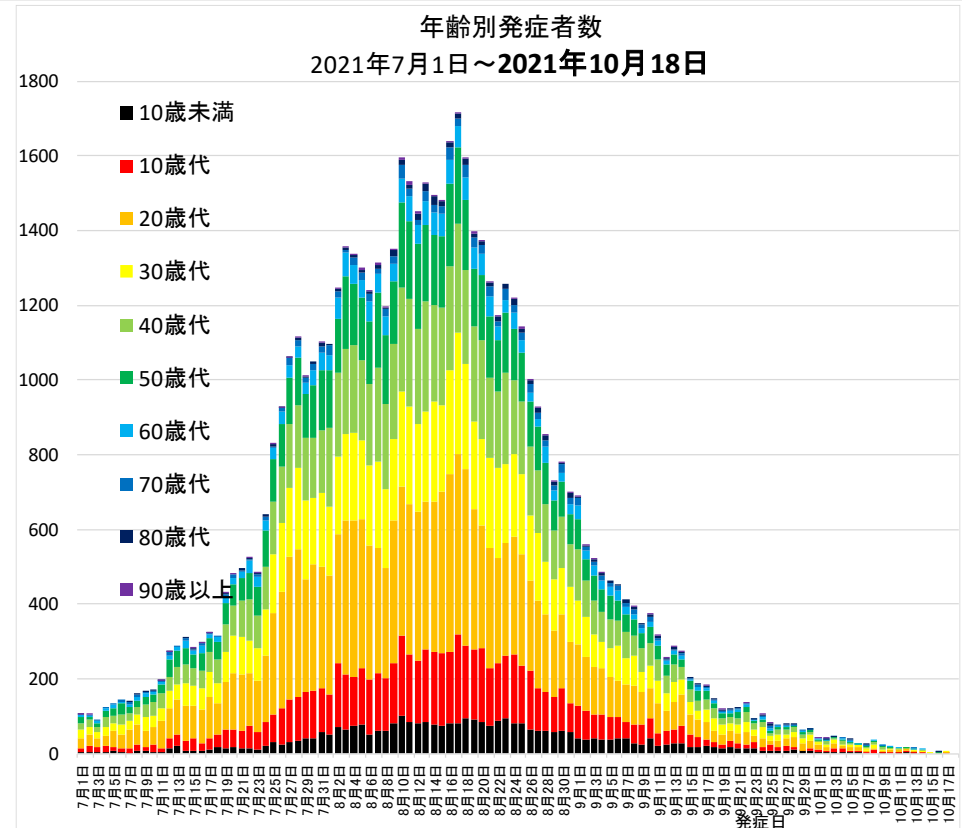
※各自治体HP等による ※1 東京都の定義による重症者数を計上

年齢別発症者数 (2020年2月1日～2021年10月18日)

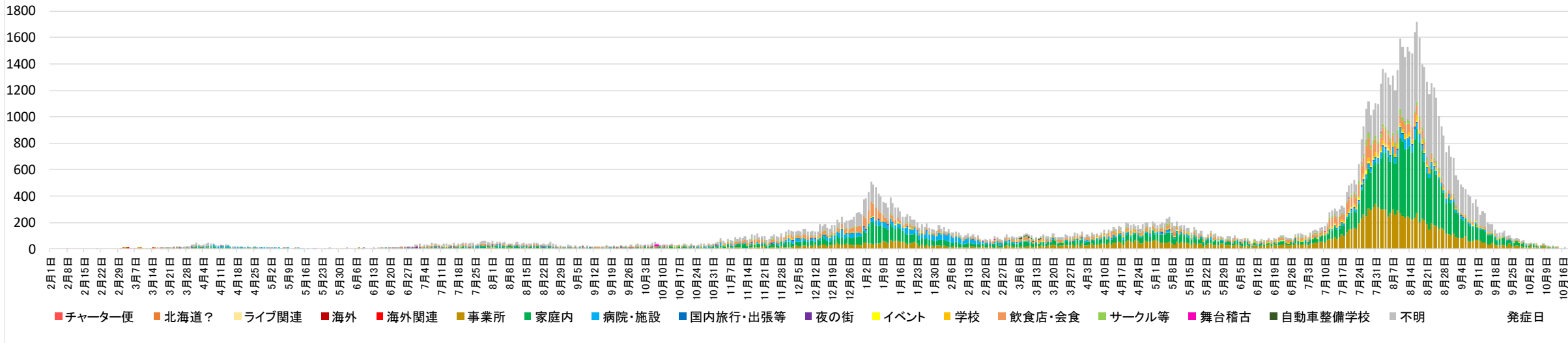
資料 9



年齢別発症者数
2021年7月1日～2021年10月18日

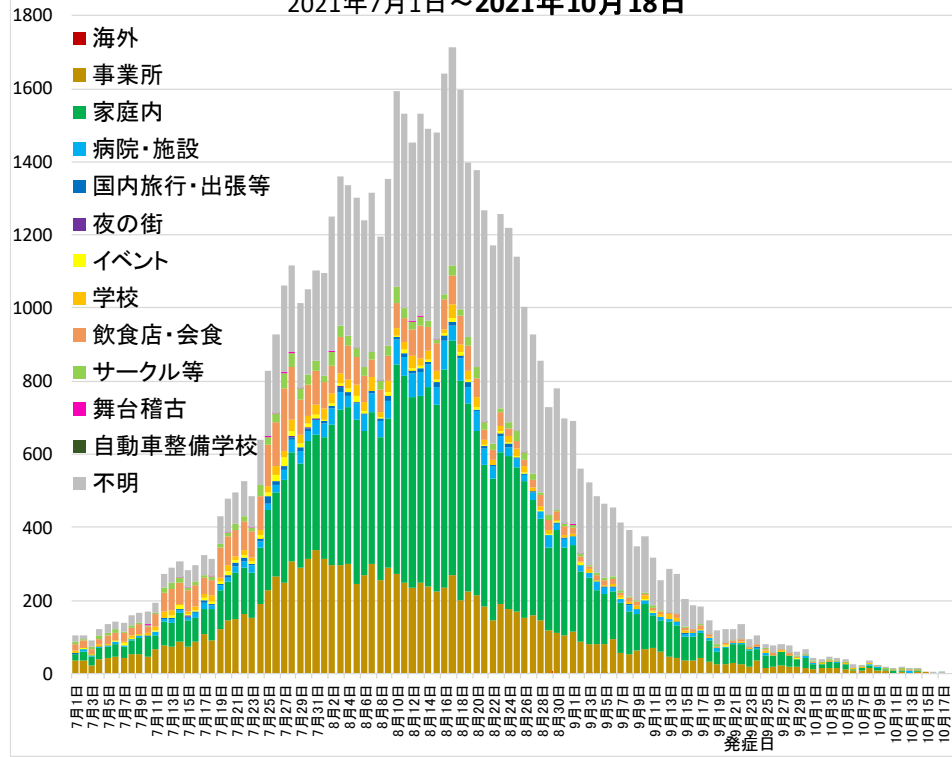


感染原因別発症者数(2020年2月1日~2021年10月18日)



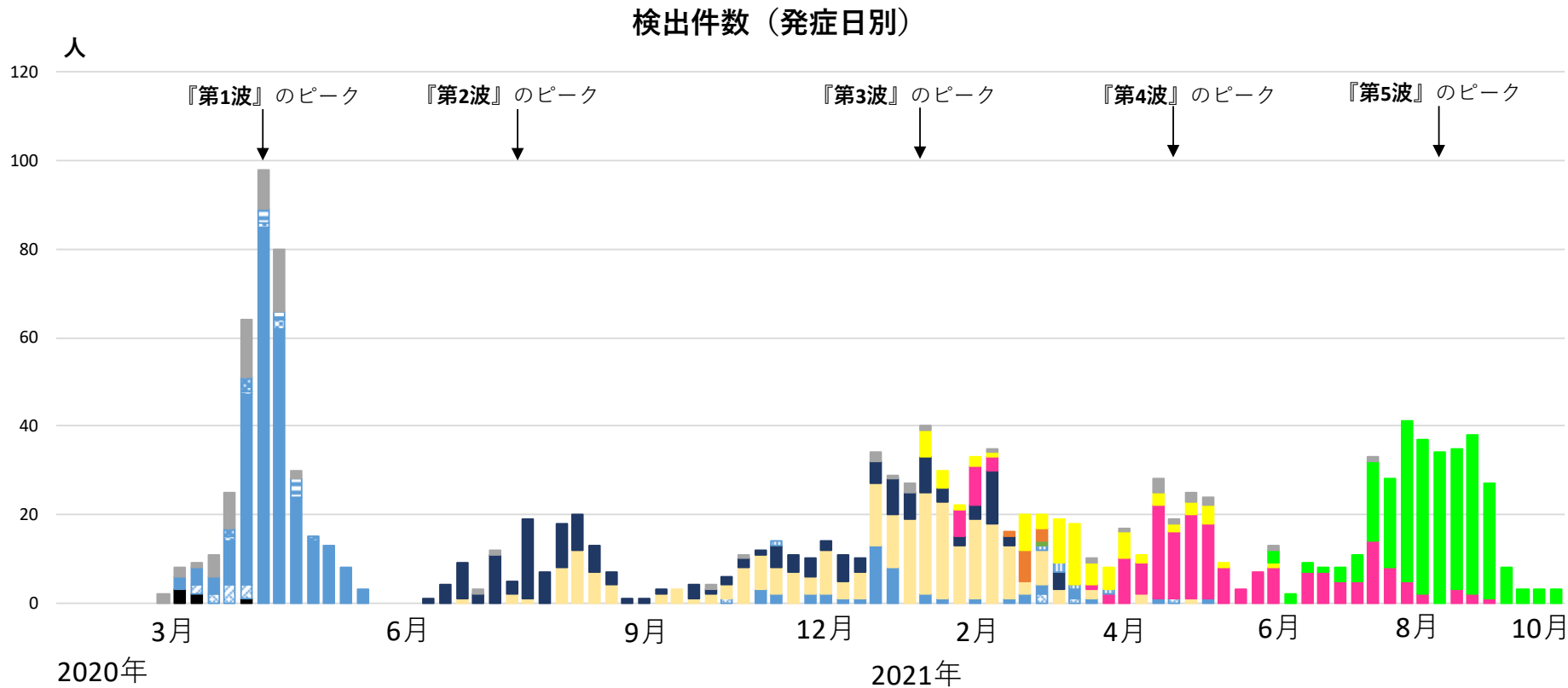
感染原因別発症者数

2021年7月1日~2021年10月18日



COVID-19のゲノム分析状況（発症日別）①

（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター））



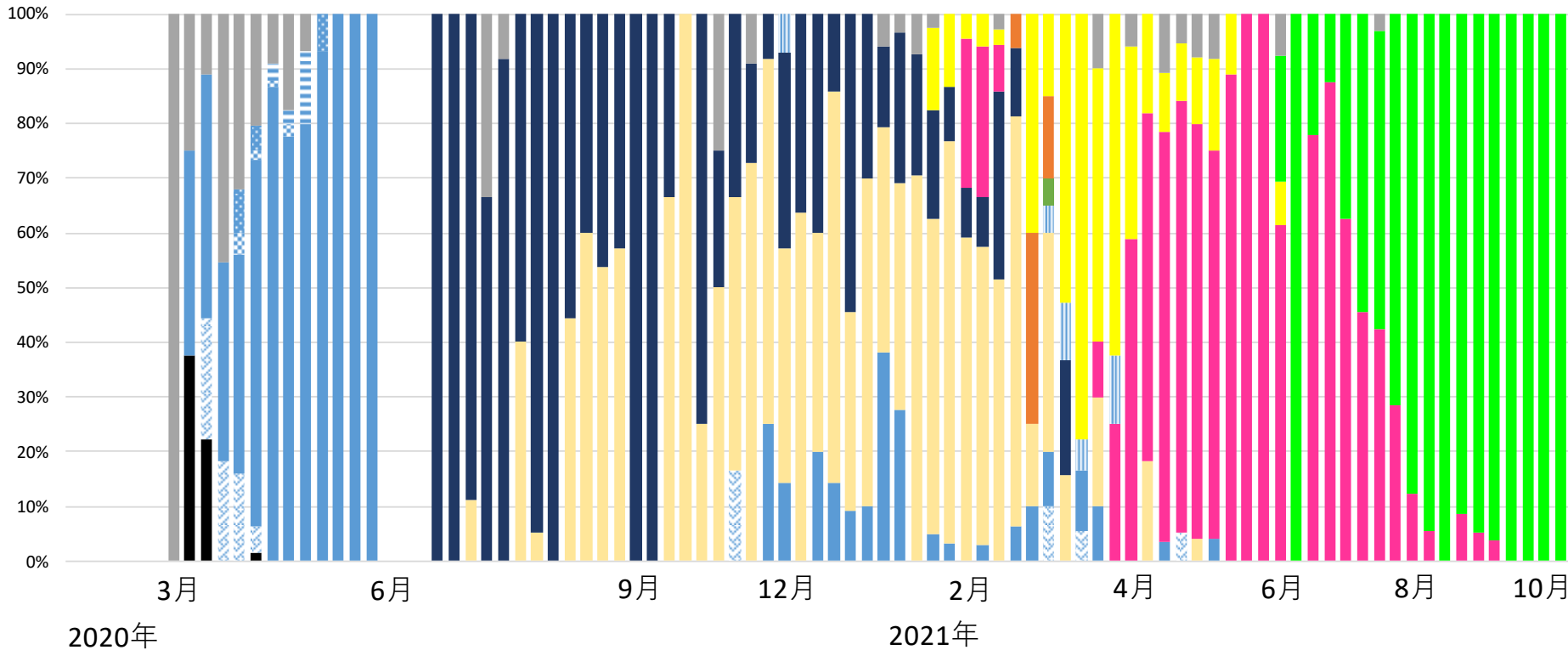
- ★ R1 (E484K単独)
- ★ B.1.1.7 (N501Y アルファ株)
- P.1 (N501Y ガンマ株)
- B.1.351 (N501Y ベータ株)
- A (武漢株)
- B (欧州系統)
- B.1 (欧州系統)
- B.1.1 (欧州系統)
- B.1.1.284 (国内第2波主流系統)
- B.1.1.214 (国内第3波主流系統)
- B.1.346
- B.1.1.401
- B.1.1.285
- B.1.1.283
- B.1.1.282
- B.1.1.28
- ★ B.1.617.2 (L452R デルタ株)
- other (解析不能も含む)

※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

COVID-19のゲノム分析状況（発症日別（割合））①

（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター））

検出割合（発症日別）

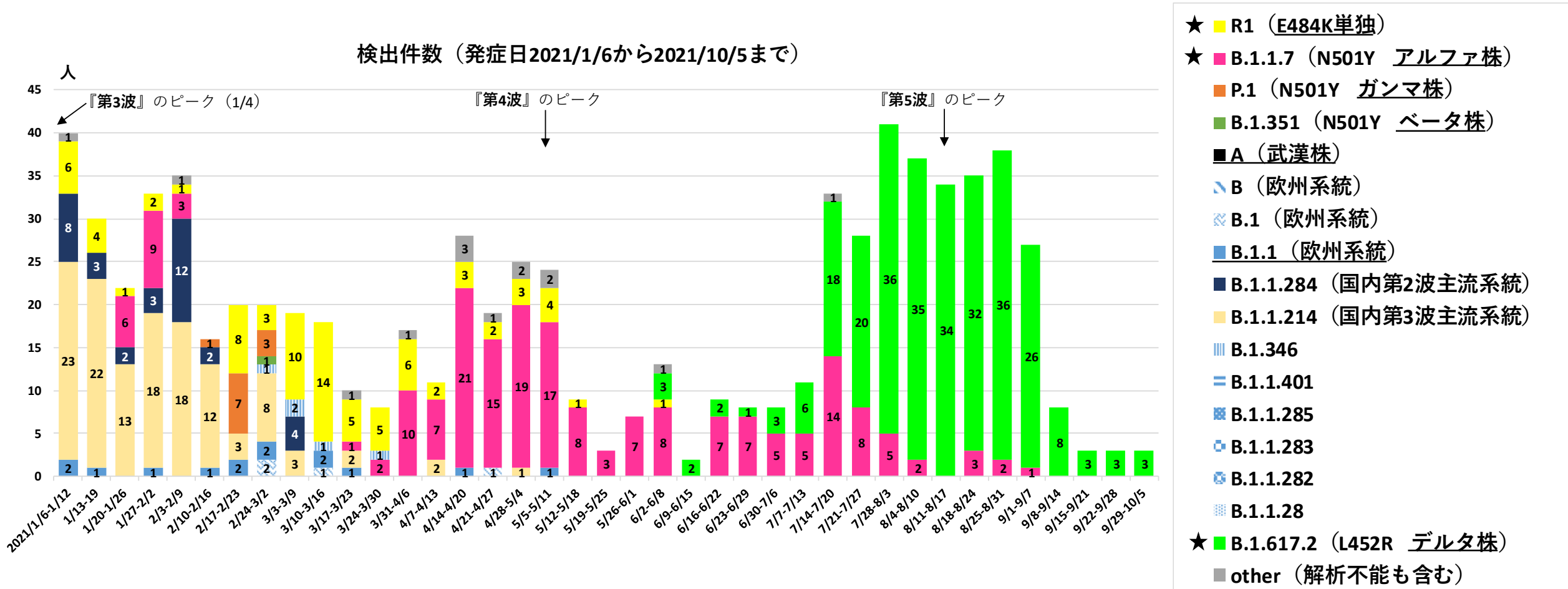


- ★ R1 (E484K単独)
- ★ B.1.1.7 (N501Y アルファ株)
- ★ P.1 (N501Y ガンマ株)
- ★ B.1.351 (N501Y ベータ株)
- ★ A (武漢株)
- ★ B (欧州系統)
- ★ B.1 (欧州系統)
- ★ B.1.1 (欧州系統)
- ★ B.1.1.284 (国内第2波主流系統)
- ★ B.1.1.214 (国内第3波主流系統)
- ★ B.1.346
- ★ B.1.1.401
- ★ B.1.1.285
- ★ B.1.1.283
- ★ B.1.1.282
- ★ B.1.1.28
- ★ B.1.617.2 (L452R デルタ株)
- ★ other (解析不能も含む)

※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

COVID-19のゲノム分析状況（発症日別）② (2021/1/6~10/5)

(埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター）)

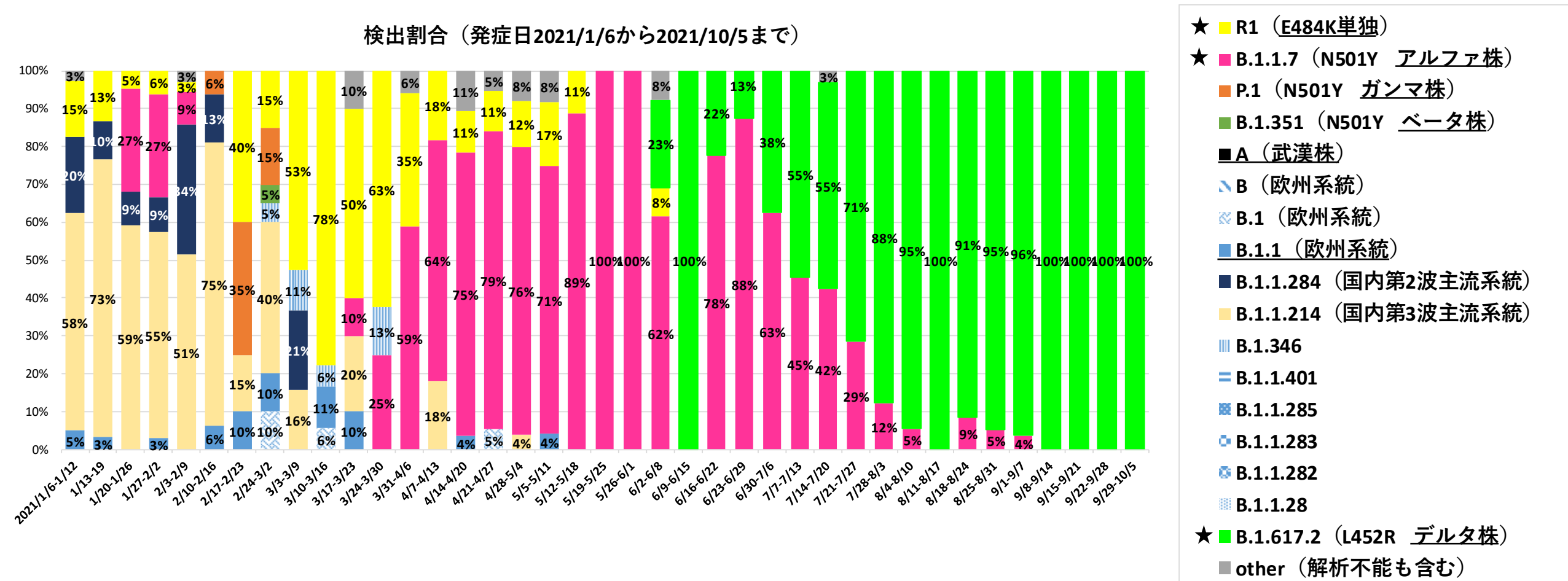


※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

COVID-19のゲノム分析状況（発症日別（割合））②（2021/1/6～10/5）10/14現在

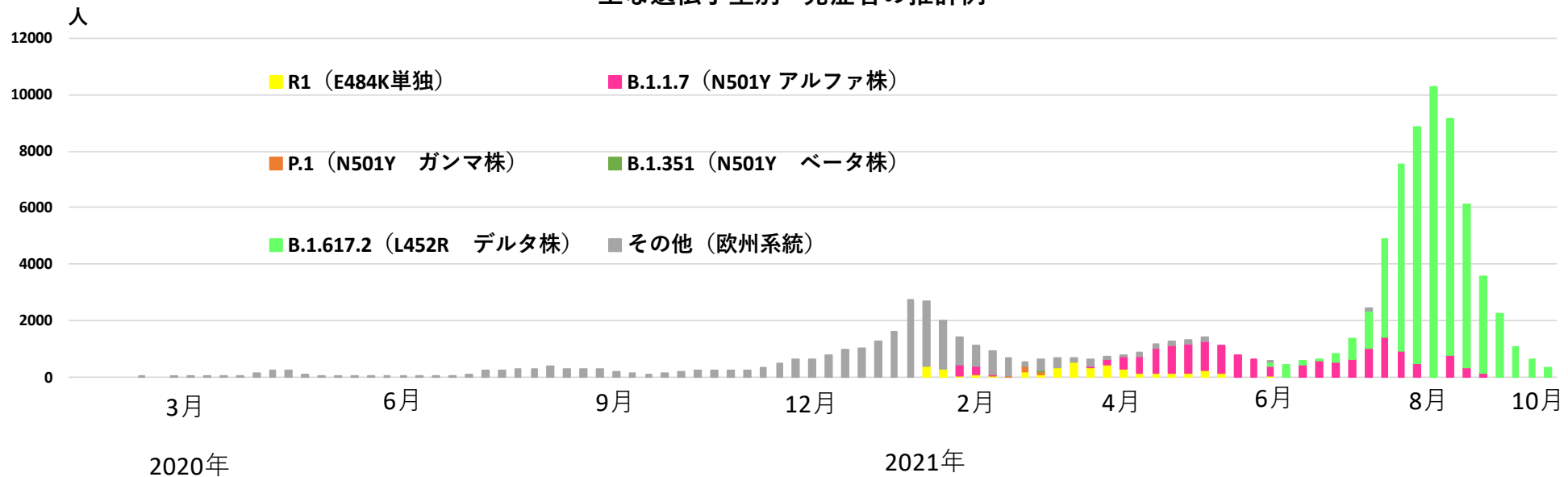
（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター））

検出割合（発症日2021/1/6から2021/10/5まで）

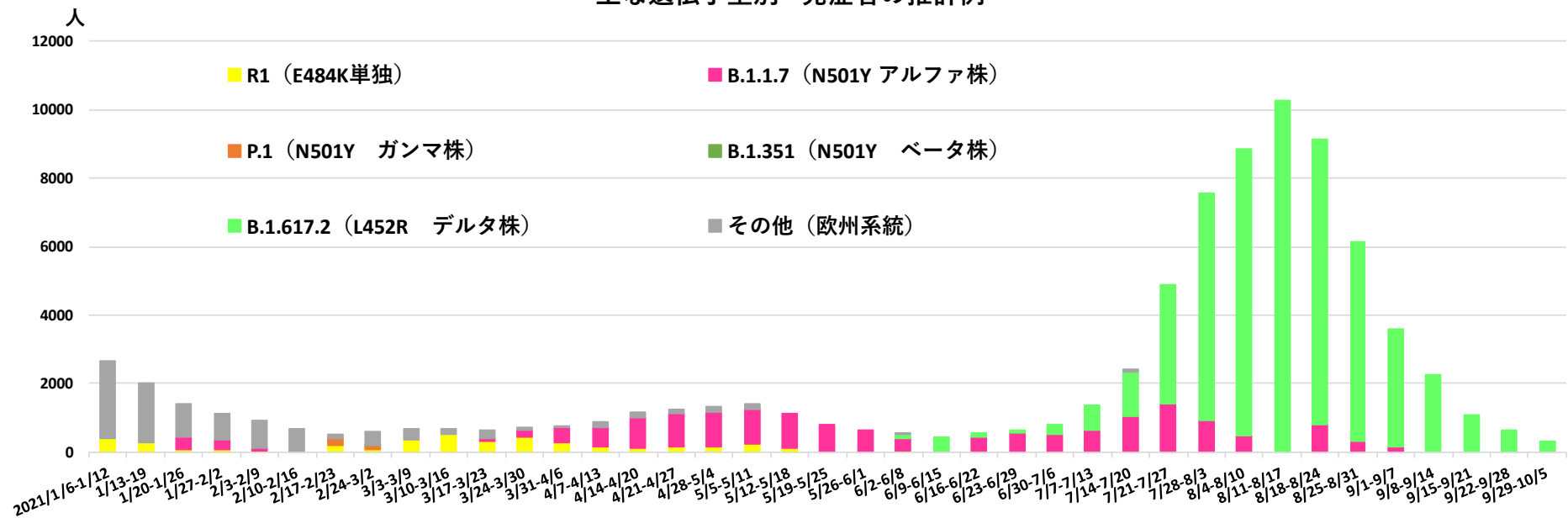


※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

主な遺伝子型別 発症者の推計例



主な遺伝子型別 発症者の推計例

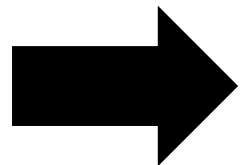


COVID-19再感染等疑い症例の数と割合

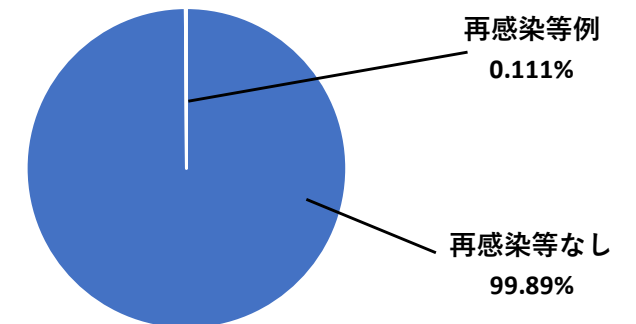
	全陽性者	再陽性例* (再感染・再発等)	再陽性割合
2020/2/1～2021/9/30	114,762人	128人	0.112%
2020/2/1～2020/6/9(「第1波」)	1,010人	0人	0%
2020/6/10～2020/10/31(「第2波」)	4,872人	1人	0.021%
2020/11/1～2021/2/22(「第3波」)	23,002人	15人	0.065%
2021/2/23～2021/6/10(「第4波」)	16,013人	50人	0.312%
2021/6/11～2021/9/30(「第5波」)	69,865人	62人	0.089%

(陽性判明日で集計：10/5現在)

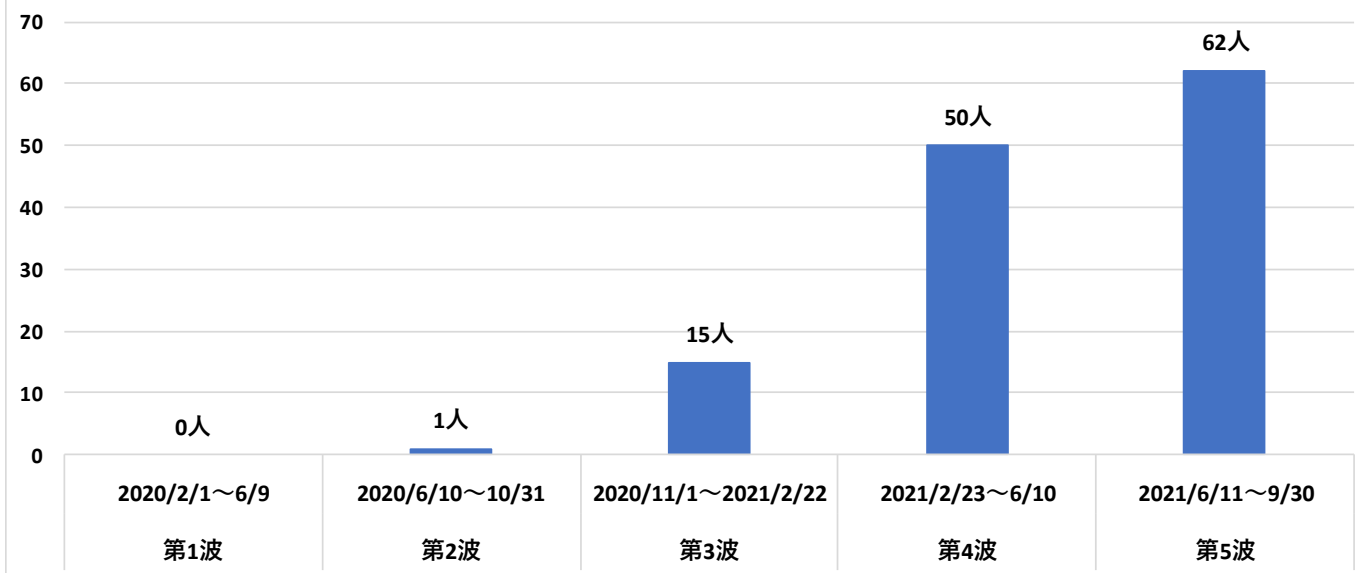
* 前回陽性日（診断日）から30日以上経過してから陰性だったものが陽性に転じた例



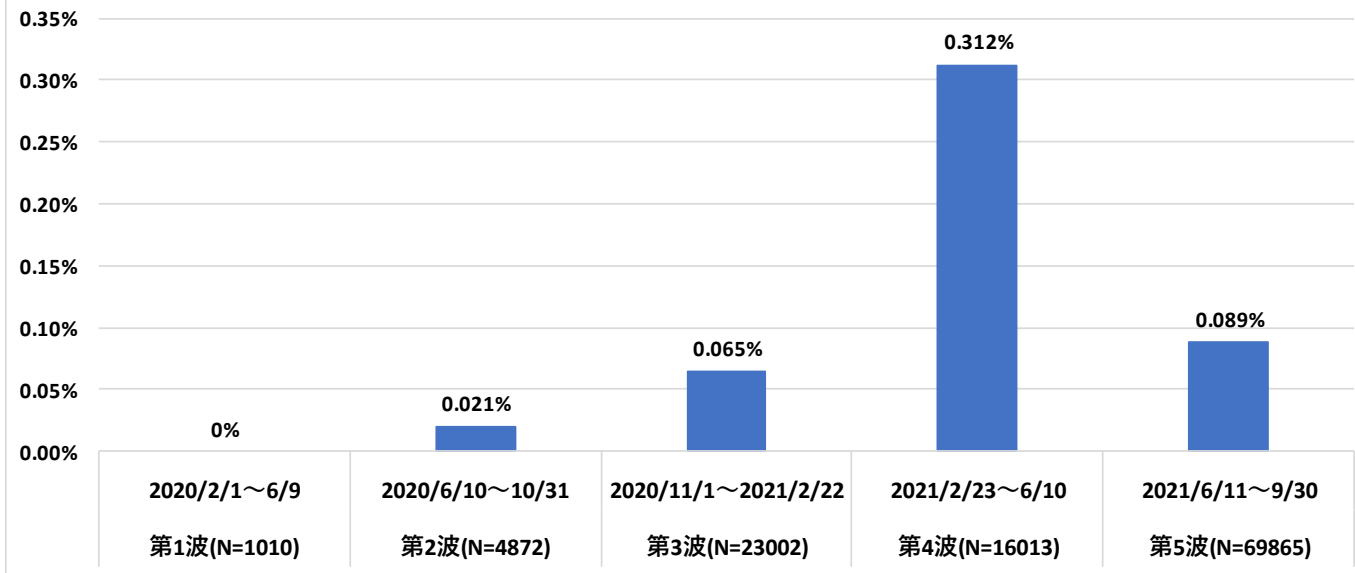
同じ人が再び発症して報告される事例はかなり限られる。



再感染等疑い症例数

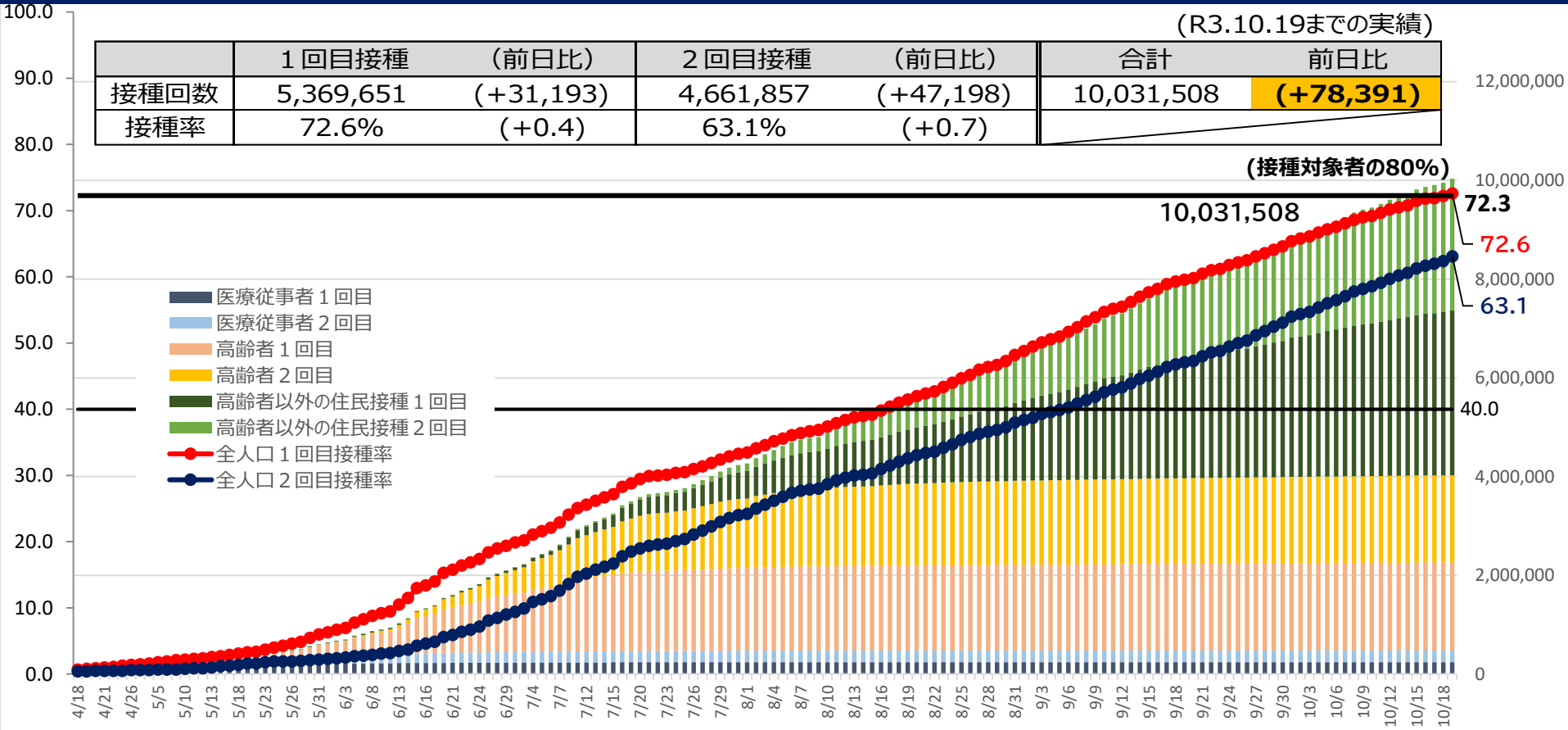


再感染等疑い症例の割合



新型コロナウイルスの接種実績

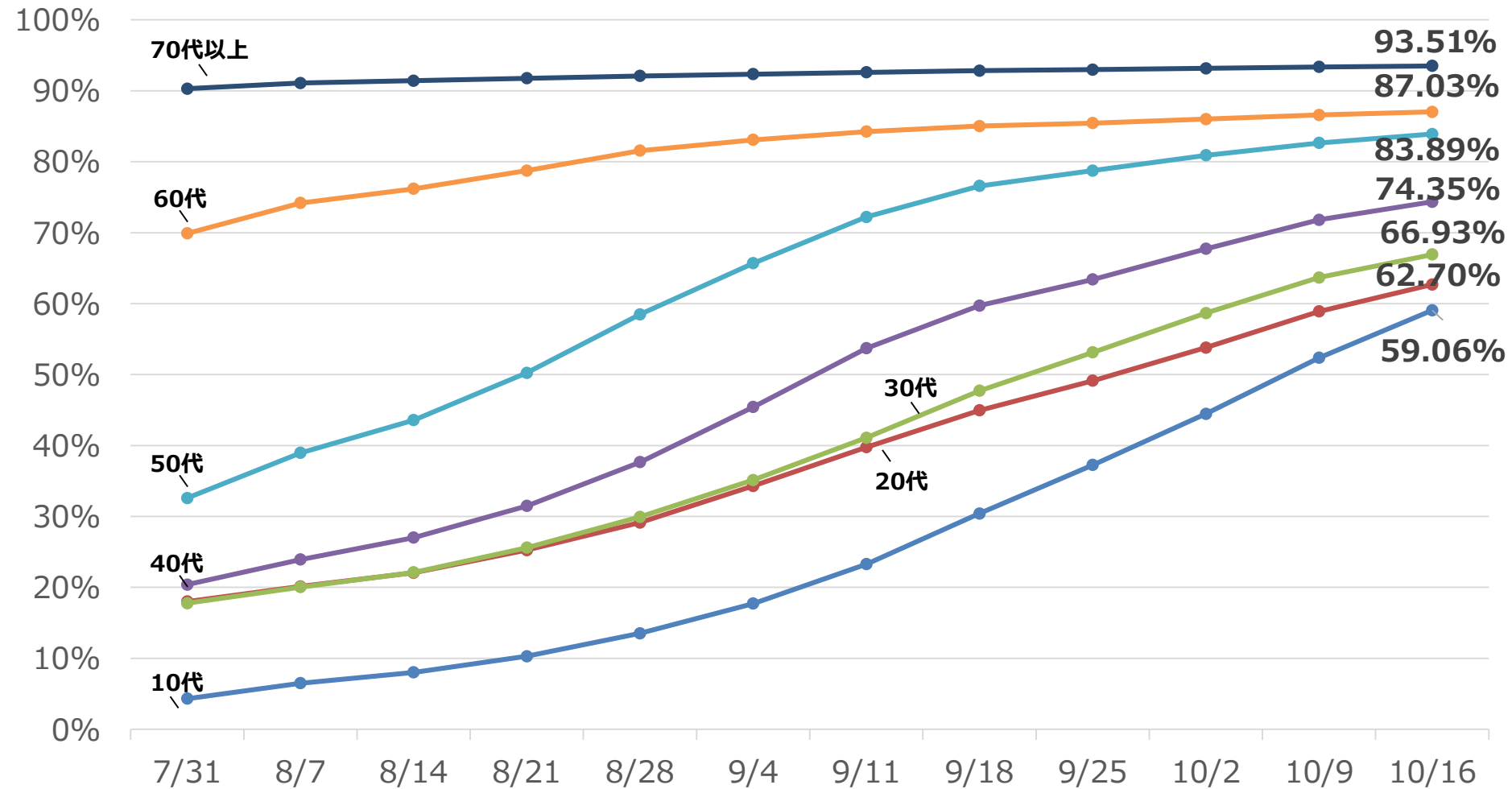
資料 1 0



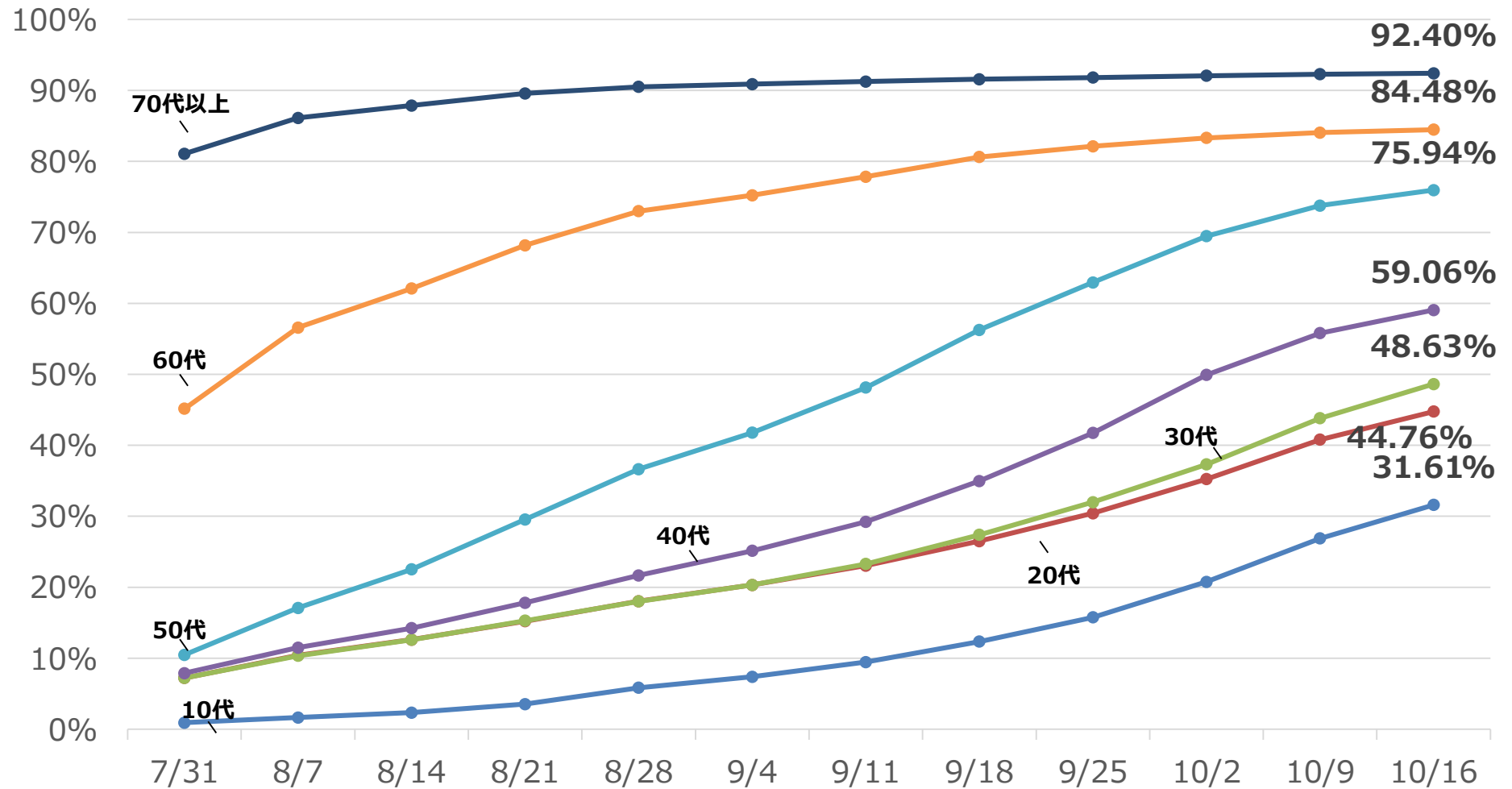
※ V-SYSにおける医療従事者の接種実績と、VRSの住民接種実績を合算して接種回数を算出

接種率は、便宜上、R3.1.1時点の埼玉県の住基人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数の割合から算出

年代別接種率推移(1回目接種)



年代別接種率推移(2回目接種)

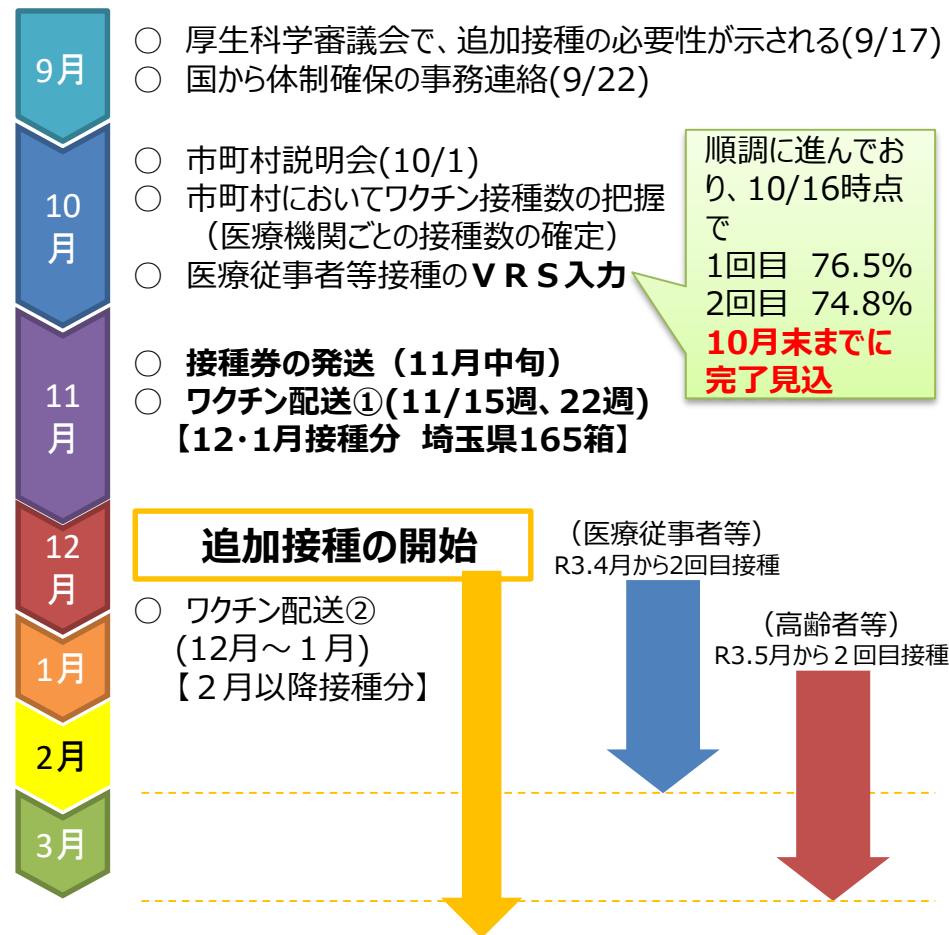


新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)について

追加接種の概要 (対応方針)

項目	対応方針
追加接種の必要性	R3.9.17の厚生科学審議会ワクチン分科会において、国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況等に鑑み、 追加接種の必要がある とされた。
接種の時期	2回接種完了から 概ね8か月以上経過後 とする
対象者	国の事務連絡では追加接種の対象は、更なる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ 追って示す としながら、「2回目接種を受けた 全住民が対象となることを想定して準備を進めておくこと 」としている。
使用するワクチン	1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本 としつつ、さらなる科学的知見等を踏まえ、追って示すとしている。

対応スケジュール



○ 感染状況の改善に伴い、フェーズⅣからフェーズⅢへ移行する。

○ 移行の目安 ⇒ **移行後のフェーズの20%相当の人数**
 (例 フェーズⅢ 1,000床×20% = 200人)

【20%の理由】

- ①感染再拡大時に余裕を持って対応可能な患者数(倍加時間10日間)
- ②現場の医療従事者の意見
- ③国ステージ指標の病床ステージⅢ「確保病床の使用率20%」

10月19日時点 入院患者数	
全体	125人 (7.0%)
重症	22人 (12.0%)

○ フェーズの移行の判断は目安の数字を一定期間下回っている状況を確認の上、行う。

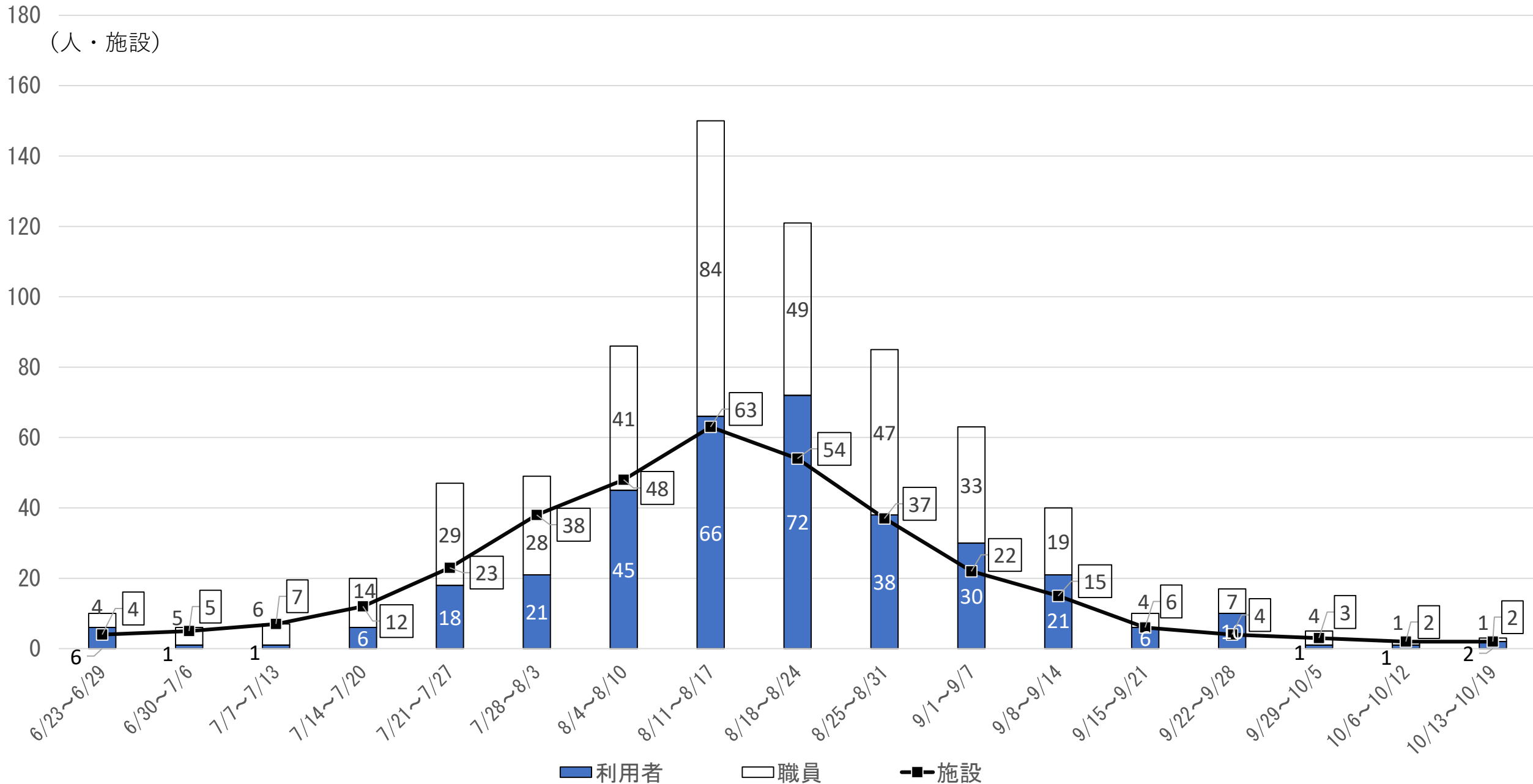
※ 各フェーズの病床数は医療機関と個別に調整する。

フェーズ	フェーズⅣ	フェーズⅢ	フェーズⅡ	フェーズⅠ
病床数/うち重症 (床)	1,774/183	1,000/150	600/90	140/60
入院患者数/うち重症 目安：20%相当 (人)	-	IV→Ⅲ 200/30	Ⅲ→Ⅱ 120/15	Ⅱ→Ⅰ 20/10

高齢者施設における感染発生状況(利用者・職員・施設数/週)

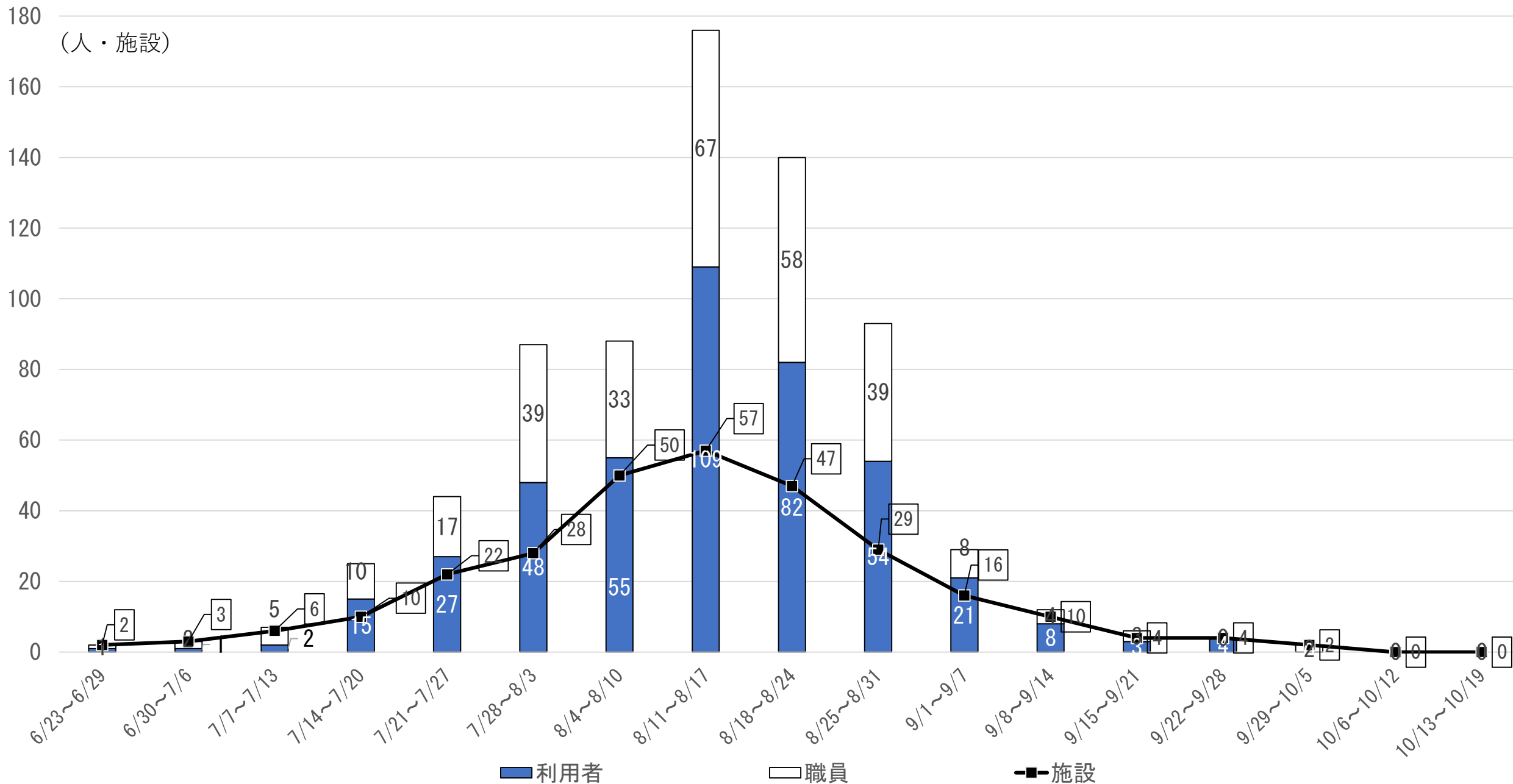
資料 1 2

令和3年10月19日現在



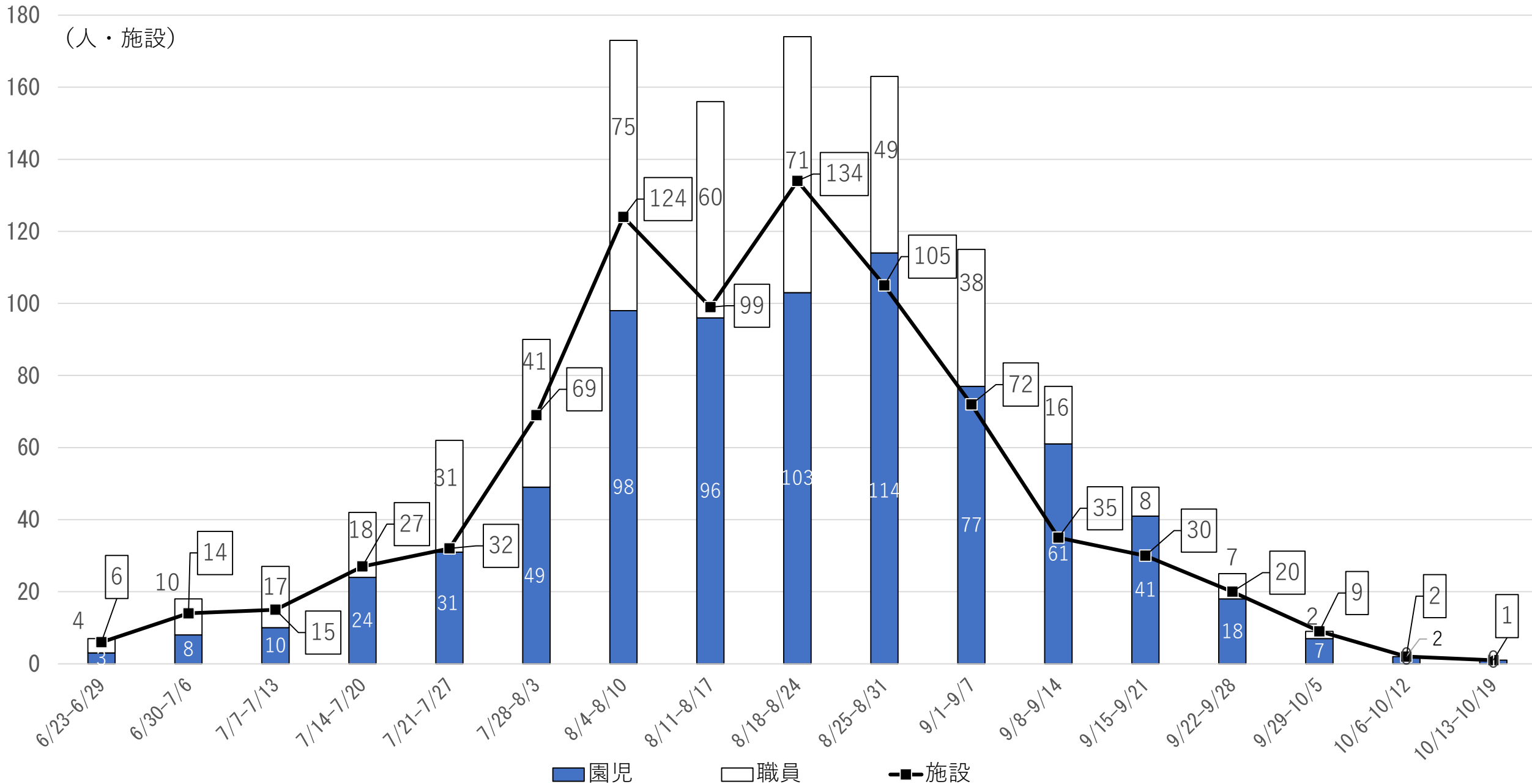
障害児者施設における感染発生状況（利用者・職員・施設数／週）

令和3年10月19日現在



保育施設における感染発生状況(園児・職員・施設数/週)

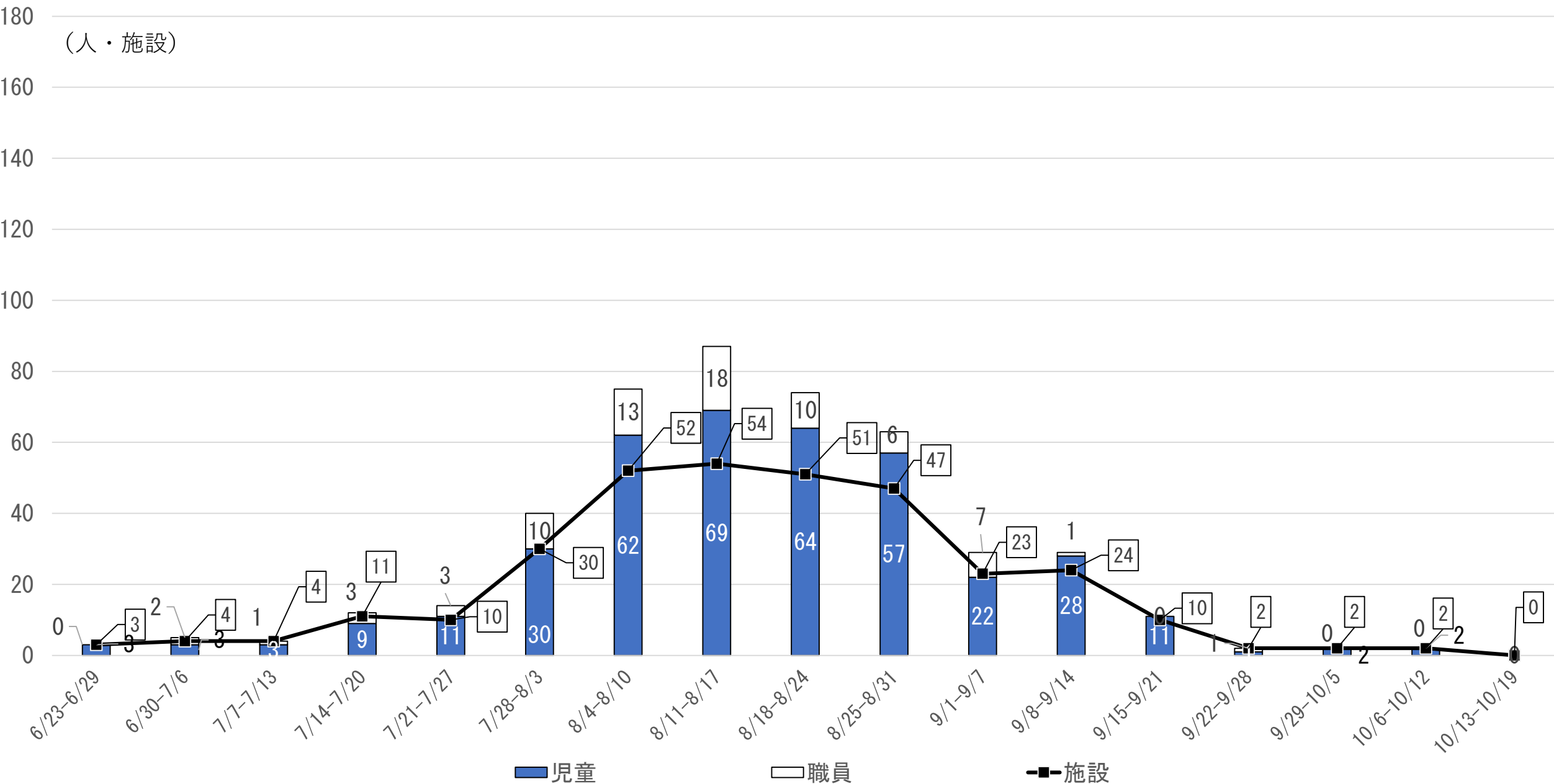
令和3年10月19日現在



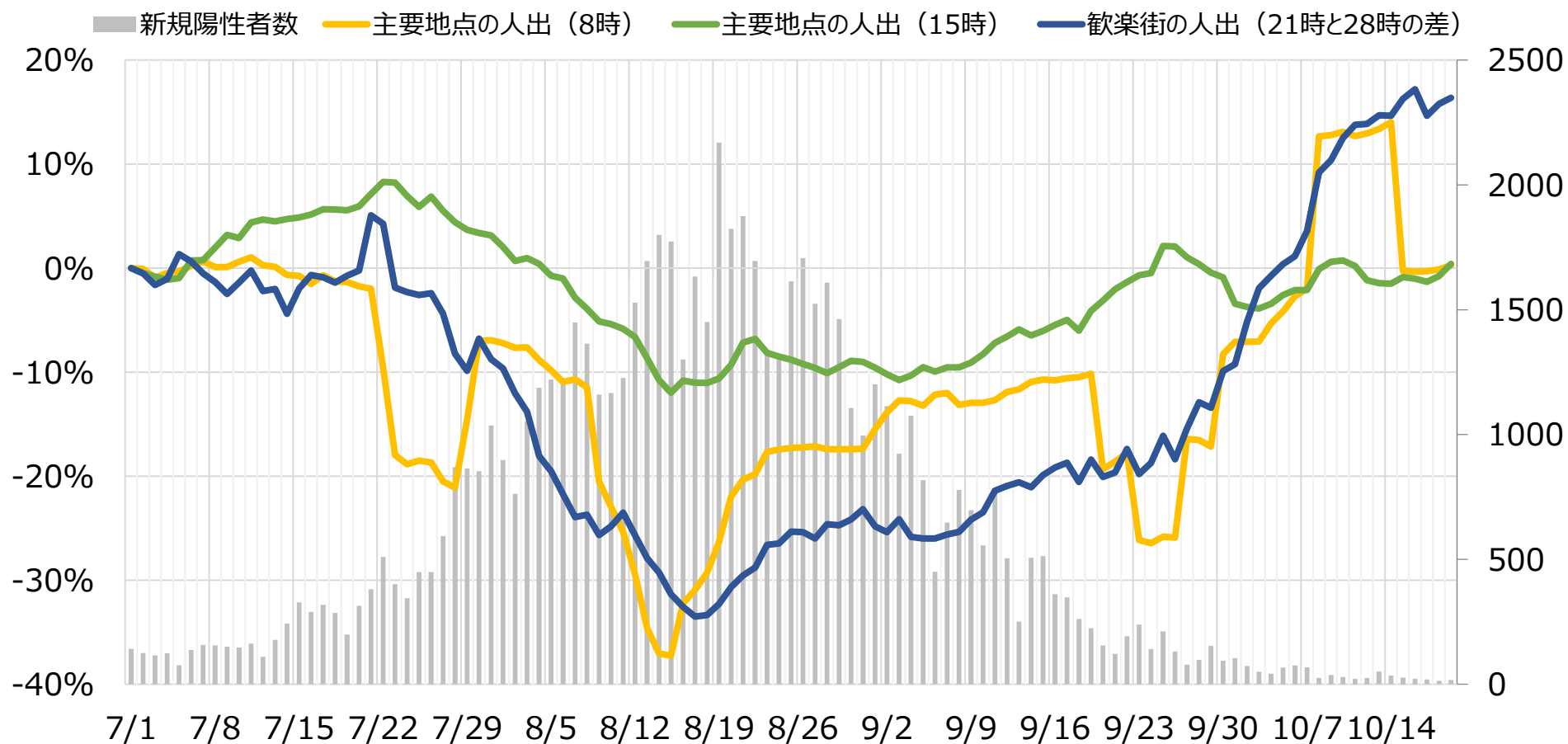
放課後児童クラブにおける感染発生状況(児童・職員・施設数/週)

令和3年10月19日現在

(人・施設)



埼玉県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、10月20日時点）



直近の対7月1日比増減率（10月19日）

8時 0% 15時 0% 21時 16%

※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

（主要地点：大宮駅西、歓楽街：南銀座（大宮駅東）／川口駅周辺）

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い（案）

資料14

令和3年10月20日

本県では、令和3年10月1日から24日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第24条第9項の要請等を段階的緩和措置等として実施しています。

現在、感染状況が落ち着いていることから、「4 イベント等の開催」に係る要請等を除き、10月24日をもって段階的緩和措置等を終了します。

10月25日以降、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、以下のとおり、協力をお願いしてよいか伺います。

1 県民へのお願い

- ・ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、特に大人数の会食を控えてください。
- ・ 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋(プラス)」認証店をご利用ください。

2 事業者（施設管理者等を含む。）へのお願い

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じてください。
- ・ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・ 職場での「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底してください。
- ・ 人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

3 飲食店等へのお願い

- ・ 人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。
- ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようにお願いします。

4 イベント等の開催

(1) 令和3年10月30日(土)まで

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 人数上限及び収容率

【人数上限】「5,000人」又は「収容定員の50% (かつ10,000人以下であること。)」のいずれか大きい方

【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの：収容定員の「100%」

大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の「50%」

→ 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とします。

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む。)には適用しません。)

施設の収容定員				
	5,000人以下	5,001～10,000人	10,001～20,000人	20,001人以上
大声なし	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで	10,000人まで
大声あり	収容定員の半分まで			10,000人まで

その他のお願い

○ 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後9時まで(無観客の場合を除きます。)

【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないでください。)

【入場整理】 ・ 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知してください。

・ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保してください。

○ 業種別ガイドライン等の遵守

・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

○ 飲食の際における働きかけ

・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけてください。

○ 事前相談及び事後フォローアップについて

【対象】 全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント

【事前相談】 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談してください。

(「大声なし」、「大声あり」については、事前相談の中で、実態に照らして個別具体的に判断します。)

【事後フォローアップ】 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出してください。

(2) 令和3年10月31日(日)以降

その他のお願い

○ 感染防止対策

イベント等の開催については、技術実証の結果を踏まえつつ、主催者が万全の感染防止対策を講じる範囲で開催するようにしてください。

○ 人数上限及び収容率

【人数上限】「5,000人」又は「収容定員の50%」のいずれか大きい方

【収容率】 大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：収容定員の「100%」

大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の「50%」

→ 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とします。

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しません。)

施設の収容定員			
	5,000人以下	5,001~10,000人	10,001人以上
大声なし	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで
大声あり	収容定員の半分まで		

【収容定員が設定されていない場合の取扱い】

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保してください。

○ 業種別ガイドライン等の遵守

- ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底してください。

○ 事前相談及び事後フォローアップについて

【対象】 全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント

【事前相談】 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談してください。

(「大声なし」、「大声あり」については、事前相談の中で、実態に照らして個別具体的に判断します。)

【事後フォローアップ】 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出してください。

5 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- ・ 県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催します。
- ・ 屋内県有施設については、人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。

◇ 以下の感染防止対策を徹底します。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
- ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINEコロナお知らせシステム）の導入
- ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を厳守するように求めます。

6 技術実証に係る特例

- ・ 国または県等が「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合、上記1から5までの要請等について特例的に取り扱います。

なお、その内容等については、別途、知事が定めます。

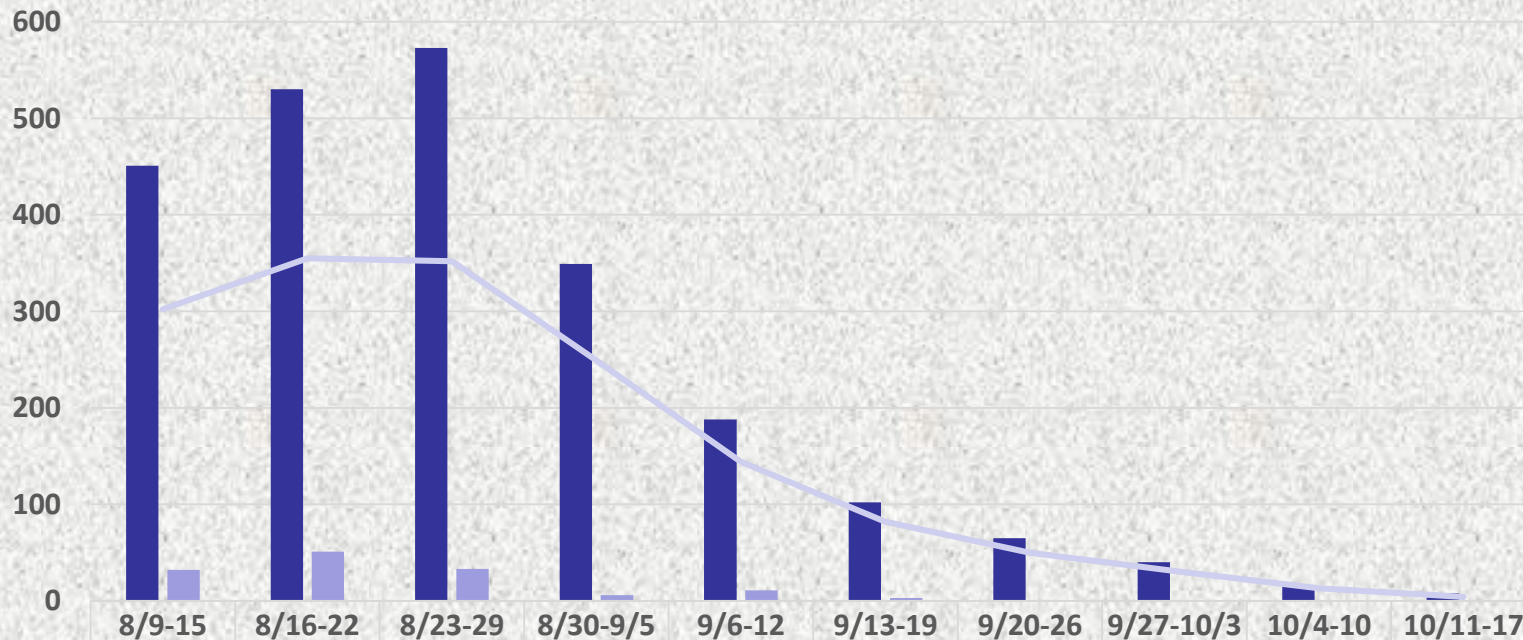
市町村立小・中学校における新型コロナウイルス感染状況

資料 15

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）

陽性判明日ベース

速報値



児童生徒(人)

451

530

573

349

188

102

65

40

15

8

教職員(人)

32

51

33

6

11

3

1

0

0

0

学校(校)

302

355

352

249

144

82

50

31

13

4

※令和3年10月18日(月)までに各教育事務所から報告のあった人数及び校数

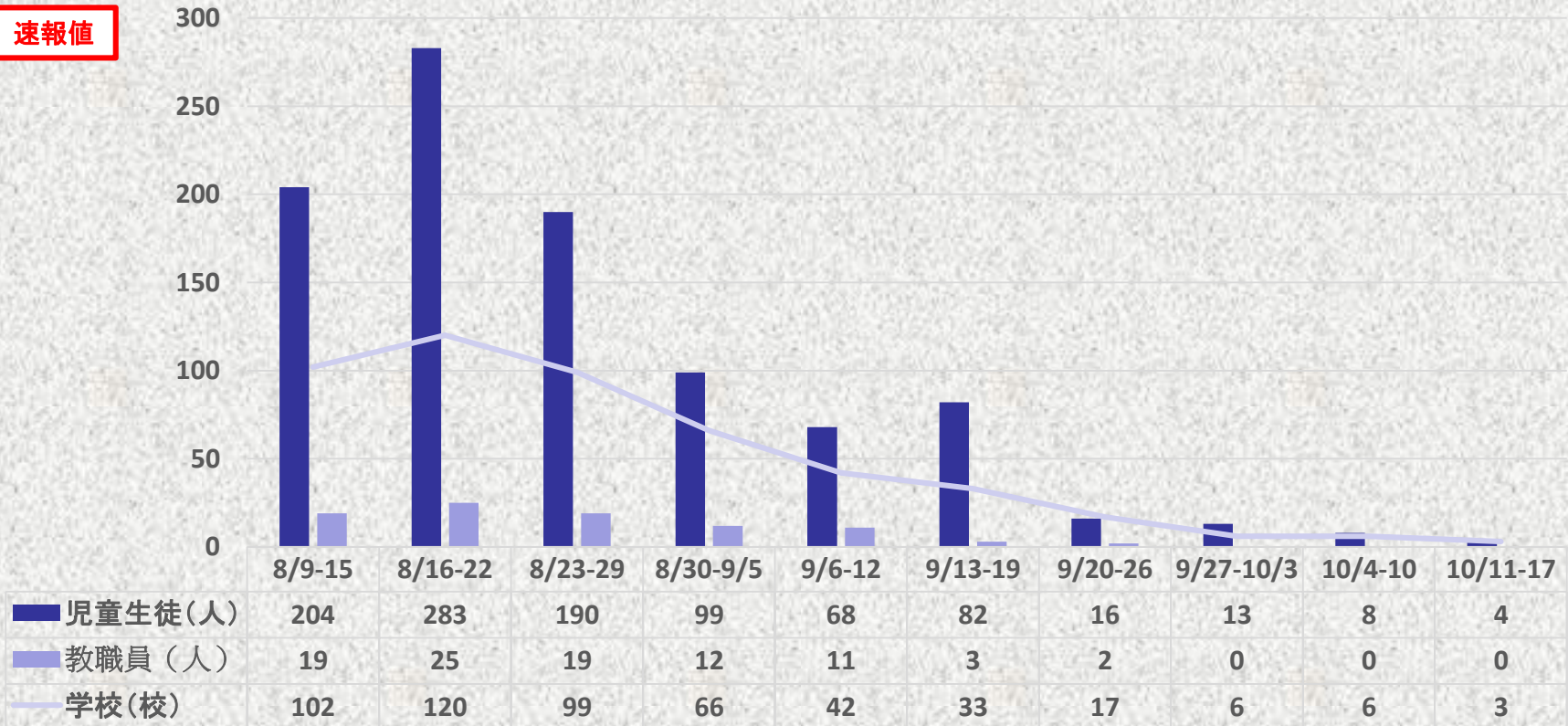
(さいたま市を除く)

県立学校における新型コロナウイルス感染状況

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）

陽性判明日ベース

速報値



※令和3年10月18日(月)までに学校から報告のあった人数及び校数

(特別支援学校を含む)

10月25日以降の県立学校の対応

基本方針： 感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施

① 基本的な感染防止対策の徹底

- 体調不良者等(家族も含む)の登校・出勤自粛の徹底
- マスクの正しい着用・換気・食事中の対策等の徹底
- 教職員・生徒のワクチン接種の促進

② 学習活動

- 感染症対策を徹底した上で実施

③ 学校行事

- 文化祭・体育祭等の学校行事
 - ・企画内容の工夫と感染防止の徹底
- 泊を伴う修学旅行等
 - ・目的地の状況等を踏まえて判断

④ 部活動

- 感染拡大防止対策を徹底した上で、県のガイドラインに基づく活動を実施
 - ・練習試合、県外での活動、合宿等は、慎重に判断

1 国の方針

- ・ 基本的対処方針(9月28日変更)において、高齢者施設等職員に対する集中的実施計画に基づく定期的な検査の実施要請の記載を削除。
- ・ 今後、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令された際に、改めて検査の実施方針を示す。

2 現 状

	緊急事態宣言解除後の感染発生状況 (10月1日～10月18日)	PCR検査の実施状況
高齢者施設	新規感染発生施設 6施設 新規陽性者 8人(利用者3人、職員5人)	日本財団による検査の受検を推奨 (入所・通所施設、訪問事業所対象 施設の希望により月1回～4回実施)
障害者施設	新規感染発生施設 2施設 新規陽性者 2人(利用者0人、職員2人)	令和3年10月末まで、入所・通所施設に対し、県による検査を月2回実施

3 今後の方針

高齢者施設	令和4年3月末まで、日本財団が実施する検査を受検するよう働きかける。
障害者施設	体調不良職員に対する出勤自粛・医療機関への受診徹底を働きかける。

段階的緩和措置終了後の対応(高齢者施設)

令和3年10月20日

	e-M A T等の意見	今後の取組
感染防止対策	<ul style="list-style-type: none">ワクチン接種後も感染防止対策は継続する必要がある。食堂が密になっている例が見られる。次亜塩素酸ナトリウムによる足踏み消毒マット、アルコール噴霧など、不必要/不適切な対策が見られる。	<ol style="list-style-type: none">①三密の回避、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底などの適切な感染防止対策を継続するよう周知徹底する。②第5波の経験を踏まえた事例集を作成し、全施設にメールで配信する。③衛生物資等の確保のため、感染防止対策に係る補助金の活用を図る。また、補助金の交付申請時にチェックリストを出させるなど、感染防止対策の徹底を図る。④『優良施設』認証を進める。
面会	<ul style="list-style-type: none">施設に家族が来訪し、健康状態を確認のうえ、不織布マスクの着用と手指衛生後に、換気条件の良い部屋で面会することについては可能であると考え。その際、面会者の氏名や連絡先、面会時刻などの記録を残す。対人距離は確保できることが望ましいが、手指衛生実施の上、握手などの触れ合いも検討する。	<ol style="list-style-type: none">①以下のことについて、周知徹底する。<ul style="list-style-type: none">・オンライン面会、ガラス越し面会などの新しい生活様式に即した面会方法を取り入れる。・対面により面会する場合には、マスク着用、手指消毒、パーティションの設置、短時間、最少人数とすることなどに留意する。
リハビリテーション・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none">レクリエーションの場で密になっている例が見られる。レクリエーションを行う場合は、可能な限りマスクの着用を促し、発声を伴う場合は、少なくとも利用者間の距離を2m確保する。換気に留意し、二酸化炭素濃度測定器を用いたモニタリングを行い、800ppmを超えたら窓を開放するなどの強制換気を行う。	<ol style="list-style-type: none">①以下のことについて、周知徹底する。<ul style="list-style-type: none">・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での参加人数を減らす。・利用者同士の距離を保ち、定期的に換気、消毒を行う。・声を出す機会を減らし、マスクを着用する。・発声を伴う場合は、マスク着用、利用者間の距離及び換気に特に留意する。

Go To Eat 食事券事業の再開について（報告）

資料 17

○ Go To Eat 食事券利用・新規販売の再開スケジュール

- ・発行済みの食事券の利用 10月25日（月）から
- ・食事券の新規販売 11月 4日（木）から
- ※ 停止していた第2期分（約44万冊）を販売予定

○ 利用飲食店

Go To Eat 加盟店※

※ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を要件

○ 利用期限 12月15日（水）まで

○ 利用にあたって

- ・食事券利用の際には、店が行う感染防止対策に御協力くださるようお願いいたします。
- ・詳細は「Go To Eatキャンペーン埼玉県プレミアム付食事券」サイト（<https://saitama-goto-eat.com/index.html>）をご覧ください。

観光振興策「とくとく埼玉！観光応援キャンペーン」の再開について(報告)

資料18

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業を停止していた「とくとく埼玉！観光応援キャンペーン事業」について、県内に宿泊する埼玉県民へのクーポン券の配布及び県内周遊バスツアーに対する助成を再開します。

○ 再開時期 令和3年11月1日（月）から

○ 再開事業の概要

(1) 観光クーポンの配布

- ・ 県内で宿泊した県民に、土産物店・飲食店などで使用できるクーポンを配布
- ・ 1人3,000円分のクーポンを4.5万人分配布
- ・ クーポンは、宿泊翌日から令和4年1月末まで利用可能
- ・ クーポンを配布する宿泊施設は約140施設
- ・ クーポンが使用できる土産物店などは約1,450店舗

(2) 観光バスツアーへの助成

- ・ 県内発着の県内周遊バスツアーを企画する旅行業者へ助成
- ・ バス340台分を助成（日帰：6万円、宿泊：10万円）

○ 利用者への案内

- ・ 詳細は、県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」から案内
(<https://chocotabi-saitama.jp/>)

「ワクチン／検査パッケージ」技術実証の実施（報告）

資料 19

参加店

上尾駅周辺の飲食店 42店舗が参加
※彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）認証店の中から募集

時期

10月22日（金）～31日（日）（10日間）

内容

証明書等	酒類提供時間・営業時間・人数制限
提示あり	制限なし
提示なし	時短要請等の範囲内

技術実証対象時間帯

17時～営業時間終了まで

御意見いただいた内容への対応

参加店舗を個別訪問し、技術実証の趣旨をはじめ以下の内容について丁寧な説明を実施する。

- ・二酸化炭素濃度測定器について、店の入口ではなく、空気が悪く換気が難しい場所に設置すること。
- ・LINEコロナアプリについて、来店客に対しQRコードの読み込みを徹底すること。